

一般社団法人 日本コールセンター協会 会報

発行：一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人：広報委員長 山田雅康

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2

TEL：03-5289-8891 FAX：03-5289-8892 URL：http://ccaj.or.jp

Contents

- ◇各自治体のコールセンター支援制度一覧
- ◇第2回 会員交流会 告知
- ◇協会日誌

正会員数：191 社

(2013 年 7 月現在)

各自治体のコールセンター支援制度一覧

『各自治体のコールセンター支援制度一覧』をお届けします。ご活用ください。

※ 本情報は 2013 年 7 月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

自治体	●事業名（期間）	
	対象要件	助成内容／限度額
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：市町村が行う立地助成措置の対象であること ※ 投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上 ※ 市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、北海道の助成も対象外となる	○ 助成内容 ・投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域特例】 新設の場合のみ：投資額の 8% 限度額：1 億円 通算限度額：3 億円 ・雇用増 1 人あたり 50 万円 (6 人目から支給) 限度額：5,000 万円
	【連絡先】 北海道経済産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/index.htm	
札幌市	●札幌市コールセンター・バックオフィス立地促進補助金	
	対象業種：インバウンド・コールセンター、バックオフィスで、主に北海道外の顧客・企業等に対するサービスを行うもの (BCP 対応含む) 補助要件： (新設) ・30 名以上の新規常用雇用 (増設) ・2 年間で 70 名以上の常用雇用者増 ・事業所の増床、または市内に新たな事業所の設置 ※ バックオフィス：企業等の事務管理業務等の内部事務や業務支援サービスの提供を集約的に行う事業	(新設) 交付額：新規常用雇用者 1 人あたり 20 万円 (正社員・障がい者は 30 万円) 限度額：1000 万円／年 交付期間：3 カ年度 (増設) 交付額：常用雇用者の増加 1 人あたり 10 万円 限度額：1000 万円
	【連絡先】 札幌市経済局立地促進担当課 TEL 011-211-2352 http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/ 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090	
千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置（コールセンター業に対する助成措置）	
	1) 新設・増設 ・投資額 2,500 万円超 ・雇用増 3 人以上 ・対象地区 指定工業団地 2) 賃借施設での開設 ・雇用増 10 人以上 ・対象地区 市街化区域	1) 新設・増設 ① 固定資産税相当額 3 年間交付 < 合計限度額 2 億円 > ② 新規雇用者 (市内居住者) 1 人につき 30 万円 < 合計限度額 3,000 万円 > 2) 賃借施設での開設 ① 新規雇用者 (市内居住者) 1 人につき 30 万円で 1 回限り ② 賃借施設賃料 (1 万円 / 月・坪上限) 3 年間 100 分の 50 < ①、②の合計限度額 1,000 万円 × 3 年 > ③ 研修費 開設時 500 万円限度 (1 人 20 万円上限・1 年以内)
	【連絡先】 千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/	
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度	
	① 投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業 投資額 2,500 万円以上、雇用増 5 人以上 ② 雇用増を基準とした助成 ・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 雇用増 5 人以上、新設のみ	① 函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連用地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 10 ～ 25% を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 5 ～ 12.5% を助成 (新設の場合は 10 ～ 25%) 限度額 2 億円 ② 雇用増 1 人あたり / 30 万円 (～ 100 人)、20 万円 (101 ～ 200 人) 限度額 5,000 万円 ・賃借料が発生した日から 1 年間のオフィス賃借料の 50% 限度額 500 万円
	【連絡先】 函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm	

岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金 本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業（コールセンター含む）などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民3人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業	1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金【投資額(3,000万円以上、増築の場合1,000万円以上)の1/2以内】 上限3,000万円以内 2) 設備機器の購入補助【投資額(1,000万円以上)の1/2以内】 上限5,000万円以内 3) 事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】 3年以内で上限3,000万円 ※2)、3)はいずれか一つを選択 4) 人材育成、教育研修に係る補助 ア) 操業開始日以前の研修等【新規雇用3人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 イ) 操業開始日以降1年以内の研修等【新規雇用3人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 ※ア)、イ)の補助金総額での上限3,000万円 5) 本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】 3年以内で上限3,000万円 6) 固定資産税相当額の補助【上記の1)及び2)の事業に係るものに限り】 3年以内で上限1,000万円
	【連絡先】岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室 TEL 0126-25-8004(自治体ネットワークセンター3F)	
美唄市	●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成 ①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設	①区分：投資額／要件：5,000万円以上／助成率(額)：10%に相当する額／限度額：5,000万円 区分：用地取得／要件：投資額が5,000万円以上で、取得から3年以内に操業開始／助成率(額)：取得額の25%に相当する額／限度額：5,000万円 区分：雇用者／要件：投資額が5,000万円以上で、新たな雇用の増が5人以上／助成率(額)：新たな増数に30万円を乗じた額／限度額：2,000万円 区分：工業用水使用料／要件：契約水量日50m以上／助成率(額)：1m当たり20円相当(使用開始後3年間)／限度額：1年につき300万円 ②区分：投資額／要件：2,500万円以上／助成率(額)：5%に相当する額／限度額：3,000万円 区分：雇用者／要件：投資額が2,500万円以上で、新たな雇用の増が2人以上／助成率(額)：新たな増数に30万円を乗じた額／限度額：1,500万円 区分：工業用水使用料／要件：投資額が2,500万円以上で、契約水量1日50m以上の増／助成率(額)：1m当たり20円相当(増となってから3年間)／限度額：1年につき300万円
	【連絡先】美唄市経済部産業振興課 TEL: 0126-63-0111 Mail: sangyou@city.bibai.lg.jp	
滝川市	●①設備投資に対する助成 ②用地取得に対する助成 ③雇用に対する助成 ④工場等の新設に対する助成 ⑤産業チャレンジ助成金 (期間：①②③④滝川市商工業振興条例による。期限なし。⑤当面継続) 対象要件 ①②③④滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業・新設 ・建物・事業施設1,000万円以上、新規雇用1人以上 ・移設・増設 工場・事業施設500万円以上、雇用人数が減少しないこと ⑤滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など	①設備投資に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、投資額の10%を基本とし、重点産業は+5%、新規雇用5人以上で+5%の最大20%を助成。※上限額5,000万円(最大5年分割) ②用地取得に対する助成：工場等の新設・移設・増設するために取得した土地の操業後3年度分の固定資産税・都市計画税相当額を助成。 ※上限額なし、取得から2年以内に新設等に着手した土地に限る。 ③雇用に対する助成：工場等を新設・移設・増設する場合、滝川市内に居住する者を新規雇用する場合、一人につき20万円を助成。上限額500万円。 ④工場等の新設に対する助成：工場等の新設を行った場合において、操業開始から1年間に支払われた経費の額(規則で定める額)を助成。 ※規則で定める額は、賃借施設賃料、設備リース料、研修費用、高熱水費、通信回線使用料等について、市長が定める一定の割合の額 ⑤産業チャレンジ助成金：滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。※助成金額：対象事業費の1/3以内で上限100万円
	【連絡先】滝川市経済部産業振興課 TEL 0125-28-8009	
旭川市	●旭川市工業等振興促進条例 ①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上 ただし、コールセンター業等については、①は要せず、②が中心市街地への立地の場合は10人以上、それ以外への立地は20人以上となる	○雇用助成金：雇用者1人当たり30万円を3年間助成(各年3,000万円上限×3年間) ○課税免除：固定資産税・都市計画税を3年間課税免除(環境配慮型施設の場合は5年間に延長) ○工場等設置助成金：事業所税相当額を3年間助成 ○土地取得助成金：土地取得価額の最大25%助成(1億円上限)※工業専用地域及び旭川リサーチパークのみ ○工場等改修助成金：賃貸物件への1,000万円以上の改修工事費の1/2を助成(上限2,000万円)※土地取得助成金との選択制 ○操業前研修助成金：1人あたり20万円まで助成(上限500万円) ○環境配慮型施設整備助成金：5,000万円以上の環境配慮型施設整備費の1/2を助成(5,000万円上限) ○操業助成金：通信回線使用料・ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料の中から1つを選択し、年間使用料の1/2を助成(各年500万円×3年間)
	【連絡先】旭川市経済観光部企業立地課 TEL 0166-66-9115(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/yuuchi/	

留萌市	●情報通信産業振興補助金	
	①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であって、その設置のための設備機器購入費等の額が5,000万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が20人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設設備賃補助金 従業員が20人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が20人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの	①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の2分の1以内を補助する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して36ヶ月を限度に借賃の2分の1以内を補助（敷金、権利金等その他これに類する経費を除く）する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする ③36ヶ月を限度に研修対象者1人につき1回限り20万円以内を補助する。ただし、1企業につき500万円を限度とする
	【連絡先】留萌市地域振興部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/	
北見市	●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度	
	●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件：常用雇用者15人以上 ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件：①対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件：常用雇用者15人以上	●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等：固定資産税相当額。（上限：1,000万円／年、最大5年間） 2) 雇用補助金 補助率・金額等：常用雇用者1人につき20万円。（上限：1,000万円／年、最大5年間） ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等：固定資産税相当額。（上限500万円（1回限り）） 2) 雇用に関する報奨金額等：常用雇用者1人あたり20万円に加え、固定報奨金300万円。（上限：1,000万円（1回限り））
	【連絡先】北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/sangyoricchii/	
室蘭市	●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス業（コールセンター）の新設・増設に対する助成	
	新設・増設とも、固定資産評価額が3,000万円以上の施設・設備の投資を行うとともに常用雇用15人以上の増員が伴うこと ※ インバウンド系のコールセンターを望みます	・情報通信機器に対する助成（限度額1億円） 情報通信機器の固定資産評価額の40%を3年分割で助成 ・施設設置に対する助成（限度額2億円） 固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成 1年目：100% 2年目：75% 3年目：50% ・雇用に対する助成（限度額6,000万円） 補助対象従業員1人につき20万円を助成 ・用地取得に対する助成（限度額1億円） 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年間分割で助成
	【連絡先】室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html	
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成	
	①新設の場合は投資額2,000万円以上でかつ雇用5人以上増加すること、増設の場合は投資額1,000万円以上で雇用3人以上増加すること ②建物設備の投資額1億円以上（土地は含まず。新増設にかかわらず）	①投資額の8%、一人あたり10万円（正規職員の場合15万円） 限度額：投資額1億円、雇用増5,000万円まで ②固定資産税3年間免除
	【連絡先】帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp	
釧路市	●釧路市企業立地促進条例 ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除	
	①【新設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が5,000万円以上 ・〔釧路地区〕雇用増10人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額（土地を除く）が3,000万円以上 ・〔釧路地区〕雇用増10人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上 ②雇用増10人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用増10人以上 ④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑥〔釧路地区〕固定資産取得価額（土地・建物）が2億円超〔阿寒・音別地区〕固定資産取得価額（土地を除く）が2,700万円超	①固定資産取得価額（土地を除く）の8/100以内の額（限度額4,000万円） ②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円（新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円）（限度額3,000万円） ③土地取得価額の25/100相当額（ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分）（限度額1億円） ④事業施設賃借料の1/2相当額（3年間）（限度額年500万円） ⑤通信回線使用料の1/2相当額（3年間）（限度額年1,000万円） ⑥固定資産税・都市計画税課税免除（3年間） 1年目：100/100以内 2年目：75/100以内 3年目：50/100以内（限度額なし） ※免除対象〔釧路地区〕土地・建物、〔阿寒・音別地区〕土地・建物・設備
	【連絡先】釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.lg.jp/	

●青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

- ①県の誘致企業であること
 ②テレマーケティング関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること
 ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が20名以上であること

- 1) 通信回線使用料補助（①と②の合計額）：
 ①専用回線分：1/2 ②一般回線分：1/2
 2) オフィス賃借料補助：オフィスの賃借料の1/4
 3) 雇用奨励費：県内から新規に雇用した従業員のうち、6ヶ月以上継続して雇用されている者が20名以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、1名につき市町村と同額を補助（県内から新規に雇用した従業員1名につき30万円が上限）
 ○限度額
 1) ①②合計：年間3,000万円（3年間） 2) 年間700万円（3年間）
 3) 1企業1億円（3年間合計、但し、毎年度増加した人数分について補助）
 ※1企業に対する3年間通算の補助限度額 2億円〔1)+2)=1億円、3)=1億円〕

●青森県テレマーケティング関連産業振興事業

- ①県の誘致企業であること
 ②テレマーケティング関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること

- 1) 普及啓発事業
 県内テレマーケティング誘致企業を紹介する冊子を作成し、県内ハローワーク、関係機関へ配布する。
 2) 人材確保支援事業
 既立地企業の事業拡大に伴い、一定規模の求人を行う際に、県内新聞紙上で求人広告を出し、企業の人材確保を支援する。

【連絡先】 青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 <http://aomori-ritti-guide.jp/>

●青森市情報通信関連産業立地促進費補助金、雇用促進助成金（青森市商工業振興条例）及び青森市情報通信関連産業雇用促進補助金

- 1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金 ①市の誘致企業であること ②操業開始後1年以内の企業であること ③申請時の雇用者が20名以上であること
 2) 雇用促進助成金 ①特定事業所（情報提供サービス業等）の新設・移設・増設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上（高度技術者は1名以上）、3ヶ月以上継続して雇用していること
 3) 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金 ①市の誘致企業であること ②平成20年4月1日以降に操業を開始する情報通信関連産業であること ③事業所の新設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上（高度技術者は1名以上）、3ヶ月以上継続して雇用していること

- 1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金：賃料の1/4 限度額：年間700万円（3年間）
 2) 雇用促進助成金：10人を超える1人につき、市内居住者20万円（移設・増設は10万円）、市外居住者5万円、高度技術者は1人につき20万円。限度額：1億円（操業開始後5年以内に1回限り）
 3) 情報通信関連産業雇用促進補助金：10人を超える1人につき、市内居住者10万円、市外居住者2.5万円、高度技術者は1人につき10万円。限度額：5,000万円（操業開始後5年以内に1回限り）

【連絡先】 青森市経済部雇用創出・企業立地課 TEL 017-734-2403 <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

- ①市の誘致企業であること
 ②テレマーケティング関連企業であること
 ③操業開始後6か月から1年以内において、市内に住所を有する従業員が20人に達していること

- (1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容：オフィスの賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額
 限度額：年間700万円（3年間）
 (2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容：市内に住所を有する従業員（新規雇用で3か月以上雇用）のうち、10人を超えるもの1人につき30万円（新設企業）、または15万円（既存企業）
 限度額：1億円（操業開始から3年以内）

【連絡先】 弘前市商工振興部仕事おこし雇用創出課 TEL 0172-32-8106 <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

青森県は
 コールセンター
 関連企業の
 皆様の進出を
 お待ちしています。



青森の発展、
 は未来の光輝を
 輝かせる

豊富・勤勉な人材

進出済みの企業の皆様からは、まじめな勤務姿勢や定着率など、高い評価をいただいています。

有効求人倍率 **0.70**

（全国平均0.90倍 H25年5月）

サポート体制

進出に向けての物件紹介や青森県誘致企業人材紹介センター等により人材確保をサポートします。

優遇制度

通信料、賃料、雇用等に対する助成制度があり、県の助成の他、市町村の補助制度も併用可能です。（県助成最大2億円）

青森県

ご相談・お問い合わせ

商工労働部 産業立地推進課
 tel.017-734-9381

青森市長島1-1-1

東京事務所 産業立地推進課
 tel.03-3271-0707

東京都中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル5階

名古屋産業立地センター
 tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル8階

「青森県産業立地ガイド」ホームページ
<http://aomori-ritti-guide.jp>

青森 産業立地

検索

青森県企業誘致推進協議会

八戸市	●八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金	
	八戸市内において、テレマーケティング業務を営む誘致企業のうち、6ヶ月以上継続して業務を行い、下記要件を満たすもの (1) 補助金 ①市内に住所を有する従業員 20 名以上の雇用が 90 日以上あること、②市内賃貸オフィスへの入居 (2) 奨励金 新規雇用で 6 ヶ月以上継続しているものの数が 20 人以上であること	(1) 補助金 助成内容：オフィス賃料の 1/4、限度額：年間 700 万円 (3 年間) (2) 奨励金 助成内容：市内に住所を有する新規雇用者 (一般被保険者で 6 ヶ月以上雇用) のうち、10 人を越えるもの 1 人につき 30 万円 限度額：1 億円 (操業開始から 3 年以内) ※ 補助金・奨励金とも青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金との重複可
【連絡先】 八戸市商工労働部産業振興課 TEL 0178-43-9048 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,244,16,33,html		
五所川原市	●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③市内から雇用する地元従業員が 10 名以上の企業であること	助成内容：6 ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が 10 名を超える 1 人につき、市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円。限度額：予算の範囲内
【連絡先】 五所川原市経済部商工観光課商工労政係 TEL 0173-35-2111 http://www.city.goshogawara.lg.jp/		
三沢市	●三沢市企業立地促進条例	
	①市又は県の誘致企業であること ②市内に事務・事業所を設置すること ③地元雇用の従業員 (派遣社員含む) 数が 20 名を超えること	(1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の 1/4、限度額：1,000 万円 (3 年間) (2) 雇用促進奨励金 規定数 (20 名) を超える地元雇用の従業員 (派遣社員含む) 1 名につき年間 5 万円、限度額：5,000 万円 (3 年間) (3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の 1/2、限度額：5,000 万円
【連絡先】 三沢市経済部企業誘致推進室企業誘致係 TEL 0176-53-5111 http://www.city.misawa.lg.jp/		
むつ市	●むつ市情報関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②情報サービス業、コールセンター業であること ③操業開始後市内に住所を有する従業員等を 3 人以上雇用すること	(1) 貸しオフィス等の賃料及び共益費の 1/4 (3 年間) (予算の範囲内)
【連絡先】 むつ市経済部産業政策課 TEL 0175-22-1111 http://www.city.mutsu.lg.jp/		
盛岡市	●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置 ①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置	
	①操業開始の日から 3 月以内に市民を 20 人以上新規雇用し、1 年以上継続して雇用すること ②補助を受けようとする年度の 3 月 31 日における新規雇用者が 20 人以上であること ③補助を受けようとする年度の 3 月 31 日における新規雇用者が 20 人以上であること	①操業を開始した年度のみ新規雇用者 1 人につき 20 万円を助成 (上限 2,000 万円) ②通信回線使用料の 1/2 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成 (単年度上限 500 万円) ③事業所の賃料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成 (単年度上限 500 万円) ※ ②③の助成を重複して受けることはできません
【連絡先】 盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線 3772 ~ 3774 http://www.city.morioka.iwate.jp/ トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「産業と雇用」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」		
宮城県	●宮城県コールセンター関連支援制度 ① I T 特区 (民間投資促進特区) (平成 28 年 3 月 31 日まで) ②事業復興型雇用創出助成金 (平成 26 年 3 月 31 日まで。ただし、基金がなくなり次第終了)	
	①・対象業種：コールセンター、その他 6 業種 ・区域：仙台市など県内 17 市町村に 78 区域 ※詳しくは、宮城県情報産業振興室のホームページから、「I T 特区」のリンクをご覧ください。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho-i/ ②・対象：みやぎコールセンター協議会の会員、I T 特区 (民間投資促進特区) の指定認定企業 ・条件：平成 23 年 11 月 21 日以降、助成金の対象に該当する求職者の方を「期間の定めのない雇用又は 1 年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で雇い入れた場合 ※詳しくは、宮城県雇用対策課のホームページから、「事業復興型雇用創出助成金」のリンクをご覧ください。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyousei-top.html	①税制上の優遇措置 (1) 新規立地促進税制 (新規立地企業を 5 年間、実質無税とする措置) ※雇用等被害区域を含む市町のみ。 (2) 特別償却又は税額控除、(3) 法人税等の特別控除 (4) 開発研究用資産の特例、(5) 地方税の課税免除 ※上記特例措置については、各年度において選択適用となりますので、県または市町村の申請窓口までお問い合わせください。 ②県内の事務所において被災求職者 (再雇用者を含む) を雇い入れた場合に、賃金等に係る経費の一部を 3 年間にわたって助成することにより、被災事業所等の復興と被災求職者の雇用機会の創出を図るものです。 ・フルタイム労働者 1 名あたり 3 年間合計最大 225 万円 ・短時間労働者 1 名あたり 3 年間合計最大 110 万円 ※助成金については、雇用形態より差がございますので、詳細は宮城県雇用対策課までお問い合わせください。
【連絡先】 宮城県震災復興・企画部 情報産業振興室 TEL:022-211-2479 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho-i/		

CCAJ 第 2 回会員交流会開催のご案内

会員の皆様の親睦を目的に、2012 年に初めて開催し、好評を博した CCAJ 会員交流会を 2013 年度も開催いたします。会員同士の親睦を図る絶好の機会です。皆様のご参加をお待ちしております。

会員の皆様には、講演会のテーマ等詳細が決まり次第、あらためてご案内いたします。

○開催概要 (予定)

日時：2013 年 10 月 16 日 (水)

講演会：17:00 ~

懇親会：18:00 ~

会場：東京都千代田区 ホテルグランドパレス

参加費：5,000 円 (税込)

仙台市	●特定コールセンター・バックオフィス等及び高機能物流施設立地促進助成金	
	〈交付対象事業所〉 特定コールセンター（インバウンド）、バックオフィス、物流施設等の新設、増設、市内移転 〈交付要件〉 投下固定資産相当額 3千万円以上（市内中小企業者の場合は1千万円以上）	〈助成内容〉 基本助成と雇用加算の和。 1. 基本助成 新設：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の100% 増設・市内移転：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の90% 期間：3年間（復興特区制度の指定事業者は2年追加され、5年間） 限度額：なし 2. 雇用加算 加算額：新規雇用者が20人以上を条件に、正社員60万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算 限度額：正社員については限度額なし。その他の新規雇用者については限度額5,000万円 なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1) 本市内に住所を有している者 (2) 社会保険の被保険者 (3) 1年以上継続して雇用される予定の者
	●その他支援制度	
名取市	①民間投資促進特区制度（IT特区） ②仙台市事業復興型雇用創出助成金 ③津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 ④地域雇用開発奨励金	① http://www.city.sendai.jp/business/d/1203919_1434.html ② http://www.city.sendai.jp/business/d/1207555_1434.html ③ http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/k130527001.html ④ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chii_koyou.html ※ 助成内容等の詳細は上記のURLで確認ください。
	【連絡先】 仙台市経済局企業立地課 TEL 022-214-8276 http://www.city.sendai.jp/keizai/sangyou/S/ 仙台市総務企画局東京事務所 TEL 03-3262-5765 http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html	
	●名取市情報通信関連企業立地促進制度	
登米市	1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金	
	対象区域：市の市街化区域内 1. 雇用奨励金対象：営業開始後6ヶ月を経過し、20名を超える（市内に居住する）者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金：各運営経費ごと奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料（賃借に付随する諸経費を除く）及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成	1. 雇用奨励金：新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額：5,000万円（新設・移設・増設） 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額：5,000万円 3. 加算奨励金（新設・移設） 3-1 投下固定資産額：固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額：5,000万円（当初） 3-2 通信回線使用料：年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額：2,000万円（単年度1,000万円限度） 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料：年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額：2,000万円（単年度1,000万円限度） 3-4 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6万円/人 限度額：1,000万円
	【連絡先】 名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-384-2111(代表) http://www.city.natori.miyagi.jp/ トップページ/組織別インデックス/生活経済部/商工観光課/商工観光課の業務案内/名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要	
秋田県	●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度	
	対象：営業開始後、3か月を経過し新規雇用（新規パート、派遣労働者含む）の数が20人を超える事業所	1) 20人を超える新規雇用者の数に対して：新規雇用者1人につき30万円（限度額なし）、新規パート、派遣労働者1人につき24万円（限度額なし） 2) 土地を除いた固定資産課税標準額の10分の1（限度額5千万円） 3) 建物、駐車場、設備賃借料の2分の1を2か年交付（単年度2千万円を限度） 4) 回線使用料の6分の1を2か年交付（2か年で2千万円を限度） 5) 新設、移転日から1年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、1人につき6万円（限度額5百万円）
	【連絡先】 登米市産業経済部新産業対策室 TEL 0220-34-2706 http://www.city.tome.miyagi.jp/	
秋田県	●①コールセンター等立地促進助成事業補助金 ②あきた企業立地促進助成事業補助金	
	①業種要件：秋田県に新規立地するコールセンター（インバウンド業務主体）、ソフトウェア業務（平成26年3月末までに申込み、平成27年3月末までに操業開始すること） 資本要件：資本金1,000万円以上 雇用要件：コールセンター20人（常用雇用者換算数（パート、派遣等を含む）、ソフトウェア業5人（常用雇用者数）） ※ 県内市町村支援制度との併用可能です！ ②業種要件：情報通信関連型企業（情報サービス業、コールセンター、データセンター等） 資本要件：資本金1,000万円以上 投資要件：投資額3億円以上（土地代を除く） 雇用要件：新規常用雇用者10人以上	①-1 建物・機械設備の賃借額、通信回線使用料：20% -2 雇用奨励金：新規（増加）雇用者1人につき年間25万円3年間 年間交付限度額：雇用奨励金の2倍の額 ②-1 建物・機械設備等の投下固定資産：20% -2 新規常用雇用者1人につき年間25万円3年間 限度額：35億円（研究所併設は40億円）
	【連絡先】 秋田県産業集積課立地支援班 TEL 018-860-2252 http://www.common.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/	

●①横手市企業立地促進奨励金 ②横手市安定雇用・人材育成促進事業 ①横手市に工場を新設、又は増設。生産設備等の取得価額が2千万円以上。新規常用雇用者数が10人以上(新増設ともに)。 ②横手市に事業所を有する中小企業者等で、横手市在住者をハローワーク等を通して募集された上で正規雇用することなど。 ①・固定資産税の減免(5年間) ・雪対策奨励金 限度額1,400万円(3年間合計) ・緑化推進奨励金 限度額500万円 ・用地取得奨励金 限度額1億円 ②・雇用奨励金 新規正社員1人あたり50万円 ・研修助成金 正規雇用から6ヶ月の間に研修等に要した費用の1/2を助成 限度額5万円 新卒者等に限る 【連絡先】横手市産業経済部企業誘致室 TEL 0182-32-2116	●山形県コールセンター立地促進補助金 助成要件：コールセンター事業を展開する企業で、操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること 1) 新設・賃借 2) 新設・取得 3) 増設・取得 4) 増設・立地後5年以内 ①雇用：地元常用雇用者等1名当たり30万円(1,2) ②通信回線使用料：開設後1年間の通信回線使用料の1/2(1,2) ③事業所賃借料：開設後1年間の事業所賃借料の1/2(1) ④固定資産(土地を除く)：取得額の20%(15億円を超える部分は5%)(2,4)、5%(3) 限度額：3億円(1)、10億円(2,4)、1億円(3) 【連絡先】山形県工業戦略技術振興課産業立地室 TEL 023-630-3127 http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html
●山形市コールセンター立地促進事業助成金(平成26年3月31日まで) 助成要件：市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの 1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2) 事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用 ①通信回線使用料：1年分の通信回線使用料の1/3の額 ②事業所賃借料：1年分の事業所賃借料の1/3の額 ③新規雇用創出費：地元常用雇用者等1人当たり20万円(3年以内に新たに地元常用雇用者等を10名以上増加させる場合も該当) 限度額：総額1億円(3年間通算) 【連絡先】山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線417・418) http://www.y-yuchi.jp/	●新庄市の助成制度 ①新庄市用地取得助成金 ②新庄市企業立地等雇用促進奨励金 ①新庄中核工業団地の用地を取得し、新規常用雇用者5名以上(大企業は30名以上)で5年以内に操業した企業 ②新庄市内への工場等の新設、増設、移設に要する投下固定資産取得額が300万円以上(大企業は1千万円以上)かつそれに伴う新規常用雇用者を3名以上(大企業は10名以上)1年間継続して雇用した企業 ①用地売買契約金額の30%助成(東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による影響を受けた地域の企業は100%助成) ※限度額はいずれの場合も1億円 ②投下固定資産取得額が300万円以上3千万円未満(大企業は1千万円以上1億円未満)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり30万円 投下固定資産取得額が3千万円以上(大企業は1億円以上)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり50万円 ※限度額はいずれの場合も2千万円 【連絡先】新庄市商工観光課企業立地推進室 TEL 0233-22-2111(内線259) http://www.city.shinjo.yamagata.jp/101.html
●酒田市情報通信関連企業立地促進助成金 対象要件：市内でコールセンター事業を新たに行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの 1) 酒田市に住所を有する者を30人以上雇用 2) 新設オペレータ席を30席以上設置 【賃借型】①雇用：新設したオペレータ席1席あたり45万円(開設時以降は純増分、3年間) ②通信回線使用料：開設後3年間の通信回線使用料の1/2 ③事業所賃借料：開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額：1億円(3年間通算) 【建設型】①雇用：新設したオペレータ席1席あたり30万円(開設時以降は純増分、10年間) 限度額：1.5億円(10年間通算) 【連絡先】酒田市商工観光部商工港湾課 企業誘致・産業振興対策室 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoo/	

コールセンターは、東北のへそ(中心)山形県新庄市で！

◆山形県は実直勤勉な人材の宝庫そして安価な人件費

- ・共働き世帯割合 全国2位
- ・女性の労働時間 全国3位
- ・離職率の低さ 全国3位
- ・最低賃金654円(1時間)
- ・新庄市雇用奨励金(新規市内常用雇用者)
従業員10人以上雇用すると1人につき最大50万円

◆魅力的な産業集積拠点「新庄中核工業団地」

- ・1㎡あたり4,240円からの低廉な用地
- ・4,000㎡～52,000㎡の多様な面積
- ・用地取得費の30% 最大1億円の補助制度

山形県新庄市商工観光課

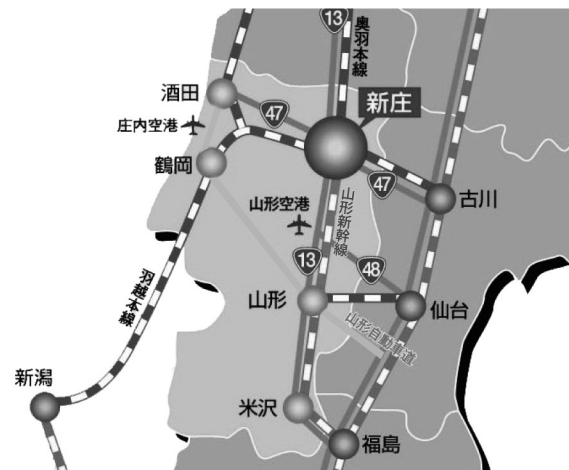
TEL0233-22-2111

中小企業基盤整備機構東北本部

TEL022-399-9061

企業立地 新庄

検索



山形新幹線つばさ終着駅 東京～最速3時間11分

●福島市企業立地促進条例に基づく奨励措置（平成26年3月31日まで）

対象企業：製造業、物流業、コールセンター、データセンター、先端技術・研究開発型企業

①用地取得助成金

- (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 工業団地への立地
(3) 2,000㎡（中小企業者は、1,000㎡）以上の用地取得
(4) 投下固定資産総額が1.5億円（中小企業者は、3,000万円）以上 (5) 用地取得後3年以内に操業開始 (6) 国、県等から同種の助成金を受けていないこと

②賃借助成金

- (1) 事業所の新設、増設 (2) 工業団地内の市長が指定した区画への立地 (3) 投下固定資産総額が1.5億円以上であること (4) 新規地元雇用者（常時雇用）を5名以上、操業開始日から1年以上継続して雇用 (5) 賃貸借契約後2年以内に操業開始 (6) 増設の場合は、既存事業所を増設事業所の操業開始後4年以上操業

③雇用奨励助成金

- (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業又は工業団地内の市長が指定した区画への立地 (3) 新規地元雇用者で、常時雇用する従業員を操業開始日から1年以上継続して雇用すること

①用地取得助成金

用地取得面積が1.5ha以上の場合、用地取得費の50/100以内の額
用地取得面積が1.5ha未満の場合、用地取得費の30/100以内の額
限度額なし

②賃借助成金

新規地元雇用者（常時雇用）1人につき、1年間雇用することに50万円
助成対象期間は操業開始日から3年間
限度額なし

③雇用奨励助成金

新規地元雇用者（常時雇用）1人につき、1年間雇用することに50万円
助成対象期間は操業開始日から3年間
限度額なし

【連絡先】福島市企業立地課 TEL024-525-3723 <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/kogyo-danchi/>

●会津若松市企業立地促進条例

対象施設：製造業の工場、自然科学研究所又は製造業の研究部門、情報サービス業、コールセンター（以下、コールセンターの要件）

①企業立地奨励金

- 【新設】投下固定資産額5,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】投下固定資産額2,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数10人以上 【移転（市の区域内）】移転前と比較し建築面積を縮小しないもの

②賃貸借型企業立地奨励金

- 【新設】新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】新規雇用常勤従業員数10人以上

③設備投資奨励金

- 投下償却資産（機械・装置に限る）が5,000万円以上、かつ新規雇用常勤従業員数1人以上

④雇用奨励金

- 上記の企業立地奨励金、賃貸借型企業立地奨励金又は設備投資奨励金に該当する場合に、本市に住所を有する常勤従業員を10人以上新規に雇用する

①企業立地奨励金

固定資産税相当額（土地、建物）を3年間交付
限度額なし

②賃貸借型企業立地奨励金

1年間の建物賃借料の4分の1相当額を3年間交付
限度額 年500万円

③設備投資奨励金

固定資産相当額（償却資産）を交付

④雇用奨励金

新規常勤従業員数×10万円を交付

【連絡先】福島県会津若松市観光商工部企業立地課 TEL0242-39-1255（直通） <http://www.aizuwakamatsu-investment.jp/>

●郡山市企業立地促進事業都市型産業集積型補助金交付要綱に操業・雇用促進助成制度

本市の区域内に賃借物件により事業所等の新設する商工業者で次の要件を満たすもの

- ①操業開始日から60日以内に新規雇用者を20人以上（中小企業者は、5人以上）雇用していること。
②申請時に、引き続き1年以上雇用している新規雇用者が20人以上（中小企業者は、5人以上）いること。

①操業補助金

業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の2分の1以内を補助（最大500万円・3年間）

②雇用促進補助金

新規雇用者一人につき10万円（パート雇用者は5万円）を補助（最大2,000万円・1回限り）

【連絡先】福島県郡山市商工観光部企業立地課 TEL024-924-2271 <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>

●喜多方市工場等立地促進条例に基づく工場等設置・雇用促進助成制度

本市の区域内に新たに工場等を開設または増設する情報提供サービス業などで、次に掲げる①・②・③の要件の全てを満たす企業

- ①工場等の設置にかかる次の事項のいずれかに該当すること
・設備投資総額1,500万円以上 ・用地取得面積1,250㎡以上 ・建築面積250㎡以上
②3年以内の操業（増設、移転の場合は1年以内）
③操業開始後1年以内に5人以上の新規雇用（うち半数以上は市内居住者）を行う

①工場等設置助成

新規雇用数に応じて、設備投資総額の20%以内で最大1億円を助成

②雇用促進助成

市内居住者の新規雇用者一人につき10万円、最大500万円（一回限り）を助成

【連絡先】福島県喜多方市商工課企業立地推進室 TEL0241-24-5247
<http://www.city.kitakata.fukushima.jp/syokou/attracting/sien-gaiyou.html>

●茨城県産業活性化条例（企業立地のための県税の課税免除）

対象事業：情報通信技術利用業（コールセンター）
補助要件：茨城県内に事業所を新設又は増設し、県内で原則5人以上従事者が増加した法人
適用除外：県税の滞納がある法人
適用期間：平成27年3月31日まで

○優遇措置の内容

【法人事業税】

事業所等の増設に伴って増加した従業者数の割合に応じて、3年間法人事業税を課税免除

【不動産取得税】

事業所等の増設に係る家屋及びその敷地（家屋が建っている部分）の不動産取得税を課税免除

※土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免税対象となる場合に限りです。

【連絡先】茨城県総務部土地販売推進本部 TEL 029-301-2193 http://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/index.html

課税免除の申請は、各県税事務所に対して行うことになります。詳しくは、茨城県総務部税務課（TEL 029-301-2424）又は各県税事務所にお問い合わせください。

新潟県	●コールセンター等企業立地促進事業補助金	
	対象要件：新規常用雇用者数等の要件：20人（政令市の場合50人）以上雇用 建設条件：新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 県内企業への適用：あり ※ インバウンド業務に限る	①事業所賃借料（1年間）×1/2 ②通信回線使用料（1年間）×1/2 ③新規常用雇用者増加人数（3年間 ※）×30万円 ※2年目以降は20人以上の雇用増があった場合、増加常用雇用者数 ×30万円 限度額：1億円（3年間通算）※ 知事特認2億円
	【連絡先】新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1215457297393.html	
	●情報通信関連産業立地促進事業補助金	
新潟市	対象要件：新規常用雇用者数等の要件：市民10人（中小企業者以外の場合30人）以上雇用 新潟市中心市街地区域内に立地（新設・増設・移設） 建設条件：賃貸借契約締結後1年以内に操業開始	○事業所賃借料 ×1/2（3年間） 限度額：年間900万円
	【連絡先】新潟市経済・国際部企業立地課 TEL 025-226-1689 http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/supporttop/supportjouhou.html	
佐渡市	●①情報通信関連企業補助金 ②新規雇用促進補助金 ③工場等施設整備補助金 ④企業誘致視察補助金	
	①③市民の新規常用雇用者3人以上 ②市民の新規常用雇用者3人以上（1年以上継続雇用） ④市外に事業所を有する企業が本市の進出検討地を現地視察した場合	①(1)事業所賃借料または使用料（3年間）×1/2 (2)設備リース料（3年間）×1/2 限度額：それぞれ年間300万円 ②継続常用雇用者数 ×30万円（1年間）限度額：1000万円 ③施設の整備費用 ×1/2 限度額：1000万円 ④往復旅費 ×1/2（1人につき限度額5万円、1事業所2人まで）限度額：10万円
	【連絡先】佐渡市産業振興課 TEL 0259-63-3791 http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml	
上越市	●①企業振興制度 ②土地取得補助金	
	①企業振興制度（対象要件） ・中小企業の場合…3,000万円以上、雇用要件なし。 ※ただし、投資額2億円を超える場合は、3人以上。 ・大企業の場合…2億円以上、5人以上の雇用。 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の0.3ha以上の土地の取得。	①取得した固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税額に次の割合を乗じた額を奨励金として交付する。1年度100/100、2年度60/100、3年度40/100 ※限度額…各交付年度、1企業5,000万円 ②・0.5ha以下の部分…購入価格×10/100 ・0.5haを超え1.0ha以下の部分…購入価格×15/100 ・1.0haを超え3.0ha以下の部分…購入価格×20/100 ・3.0haを超える部分…購入価格×25/100 ※限度額…3億円（ただし、交付額が1億円を超える場合は、各年度1億円を上限に複数年度での交付となります）
	【連絡先】上越市産業立地課産業立地推進係 TEL025-526-5111（内線1747・1792） http://www.city.joetsu.niigata.jp/	
加茂市	●加茂市企業設置奨励条例	
	新設：投下固定資本総額が1億円以上又は常用雇用者の数が20人以上 移設・増設：投下固定資本総額が5千万円以上又は常用雇用者の増加数が10人以上	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額に次の割合を乗じて額を3年間交付 新設：100/100（1～3年次） 増設・移設：100/100（1年次）、70/100（2年次）、50/100（3年次）
	【連絡先】加茂市役所商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080	
胎内市	●①用地取得助成金 ②用地賃貸借助成金 ③雇用促進奨励金 ④工業用水道使用料助成金	
	指定対象業種：情報通信業等 取得価格：土地・建物（付属設備）及び償却資産の合計で2,300万円以上 新規常用雇用者増加数：新設の場合5名以上、増設・移設の場合3名以上 対象区域：①②中条中核工業団地、市営工業団地（黒川南、坂井） ④中条中核工業団地（鴻ノ巣地区） 上記に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと ①(1)用地取得面積が7,000㎡以上(2)当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上(3)当該用地取得後、3年以内に事業を開始(4)事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間に転売しない ②(1)対象区域内に立地するための土地賃貸借契約を締結(2)賃貸借契約後、3年以内に事業を開始 ③(1)新規雇用者数 新設10名以上、増設5名以上、移設3名以上(2)奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日の間に雇用し、1年以上継続 ④50㎡/日以上の工業用水道の給水を受けていること	①助成額：用地取得費の15%以内の額、限度額1億円（5年間の分割交付）※市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり（大規模取得対応） ②助成額：賃貸借した用地の固定資産相当額を5年間 ③奨励金額：市内在住の新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り ④助成額：基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間
	【連絡先】胎内市総合政策課産業立地係 TEL 0254-43-6113 http://www.city.tainai.niigata.jp/	
石川県	●雇用拡大関連企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が100人以上かつ立地地域別の常時雇用者数5～15人以上をみたすもの	○助成内容：投資額 × 補助率2.5～20% + 常時雇用者数 ×50万円 ○限度額：1企業への交付限度額：10億円 新設時の限度額：5億円 特認10億円 増設時の限度額：2億円/回 特認5億円/回
	【連絡先】石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/index.html	
山梨県	●山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金（平成26年3月31日まで）	
	対象：○コールセンター ○情報サービス業 ○インターネット付随サービス業 補助要件：○山梨県内に事業所を新設、又は増設 ○事業開始後1年以内に、新規常用雇用者を20名以上雇用（情報サービス業及びインターネット付随サービス業については、新規 常用雇用者を5人以上雇用）	○投下固定資産を対象とした補助（取得の場合） 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額 ×10%（限度額1億円） ○賃料を対象とした補助（賃借の場合） （オフィス賃料 + 設備機器賃料）×1/2 ×3カ年（限度額3千万円（年1千万）） ※平成26年3月31までの認定について、認定後3カ年にわたり補助
	【連絡先】山梨県企画県民部情報政策課情報産業振興室 TEL 055-223-1332 http://www.pref.yamanashi.jp/jousanshin/index.html	

甲府市	●甲府市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱（平成 26 年 3 月 31 日まで） 事業所賃借料に対する限度額 100 万円の補助金交付（適用期限：平成 26 年 3 月 31 日）	
	対象業種：情報通信業（情報サービス業・インターネット付随サービス業）、コールセンター事業 対象地域：市内全域 交付要件：次のいずれにも該当する場合 (1) 事業所を新設、増設又は移設すること (2) 賃貸借契約を締結後、1 年以内に事業を開始していること (3) 新規常用雇用者を中小企業者にあつては 5 人以上、中小企業者以外の者にあつては 20 人以上雇用していること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと	事業所賃借料（事業開始日から起算して 1 年間に要した経費） 補助率 1/3 補助限度額 100 万円
【連絡先】 甲府市産業部産業振興推進室商工振興課 TEL055-237-5695(直通) http://www.city.kofu.yamanashi.jp/contents/content/category/13/615/121/		
山梨市	●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金（平成 26 年 3 月 31 日まで）	
	山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の交付の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に該当する企業 ①市内に事業所を新設、又は増設 ②事業開始後 1 年以内に、新規常用雇用者を 5 人以上雇用 但し、コールセンターについては、新規常用雇用者 20 人以上 ※ いずれも新規常用雇用者は市内在住者 30%以上	①投下固定資産を対象とした補助（取得の場合） 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2.5%（限度額：2,500 万円） ②賃料を対象とした補助（賃借の場合） （オフィス賃料＋設備機器賃料）×1/4×3 年（限度額 750 万円（年 250 万円））
【連絡先】 山梨市役所農林商工課 TEL0553-22-1111 内線 2218		
大月市	●大月市企業立地促進条例	
	平成 14 年総務省告示第 139 号「産業分類」大分類 H の内小分類 391 のソフトウェア業又は小分類 392 の情報処理・提供情報通信業（細分類 3929 除く）で新設の場合投下固定資産額 5000 万円以上又は新規常用雇用者 20 人以上・増設の場合増設部分の投下固定資産額 3000 万円以上又は増設部分の新規常用雇用者 5 人以上	新設の場合最初に固定資産税が賦課される年度から 3 年間各年度の固定資産税に相当する範囲内・増設の場合増設された部分の最初に固定資産税が賦課される固定資産税額の範囲内の 1 年分 雇用促進奨励金で市民常用雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額の 1 回限り
【連絡先】 大月市産業建設部産業観光課企業立地担当 TEL0554-20-1831 http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/		
富士河口湖町	●富士河口湖町企業立地促進条例	
	投下固定資産額 5,000 万円以上、常時雇用者数 30 名以上 ※ 対象業種：○建設業、ただし事務所を有するもの ○情報通信業 ○運輸業のうち道路貨物運送業・倉庫業 ○卸売・小売業のうち繊維・衣類等卸売業・食料・食料卸売業・建築材料・鋼物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業 ○金融・保険業 ○不動産業 ○サービス業のうち専門サービス業・学術・開発研究期間・機械等修理業・広告業	○事業所の立地基礎調査 ○事業所・敷地のあつせん ○事業所周辺の公共施設の整備 ○事業奨励金：固定資産税 100 分の 100 を乗じた額を 3 年間 ○雇用奨励金：指定企業の従業員数に占める割合が 1 割以上で町内居住者を新規に常時雇用するとき一人あたり年額 10 万円 2 ヶ年度の合計が 1,000 万円限度 ○住宅手当奨励金：常時雇用されている町外者が町内に移転居住し、住宅手当を支給したとき ○社宅奨励金：1 年以内に社宅を建設したとき固定資産税 100 分の 100 を乗じた額 ○緑化奨励金：1 年以内に緑化推進事業をしたとき敷地面積の 100 分の 20 以上にに対し緑化事業をした場合、緑化事業費の 100 分の 30 の額。年額 500 万円限度 ○除雪奨励金：操業開始後 3 年以内に 1 度に限り 250 万円を上限として除雪機器の購入等補助または操業開始日以後 5 年間 50 万円を限度に除雪委託費補助
【連絡先】 富士河口湖町観光課商工担当 TEL 0555-72-3168、政策財政課 企業誘致・まちづくり推進担当 TEL0555-72-1129		
長野県 長野市	●雇用創出企業立地支援助成金 ①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成 ●オフィス家賃等助成金 ③オフィス家賃等に対する助成 ●事業所等設置助成金 ④事業所税相当額の助成	
	①②市内に事業所を新設・移設・増設すること。③④市内に事業所を新設・増設すること。 ①②3 年以内に市内から新規に次の常用雇用者を 1 年以上雇用すること（中小企業者の場合：10 人以上、それ以外の場合：20 人以上）※ 都市計画区域外の場合：5 人以上 ②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が 2,000 万円以上となること ③中心市街地活性化基本計画で定める区域内にある空きオフィスを賃貸し、常用雇用者を 5 人以上雇用すること ④床面積が 1,000 ㎡を超える事業所	助成額 ①雇用創出に関する助成：100 人までの新規常用雇用者：1 人につき 10 万円 101 人以上の新規常用雇用者：1 人につき 20 万円 ②施設改修に関する助成：施設改修に要する費用の 1/2 以内 ③オフィス家賃等に対する助成：家賃の 1/2(3 年間) 専用通信回線使用料と通信機器等のリース料の合計額の 1/2(3 年間) ④事業所税相当額の助成：自己の事業に係る面積×600 円以内(3 年間) 限度額：① 5,000 万円 ②上記の常用雇用者数×100 万円または 5,000 万円のいずれか低い額 ③家賃 500 万円(50 人以上の雇用は 1,000 万円) 専用通信回線使用料等 1000 万円
【連絡先】 長野市商工観光部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 http://www.city.nagano.nagano.jp「組織でさがす」産業政策課企業立地推進室のページへ		
岐阜県 岐阜県	●岐阜県企業立地促進事業補助金	
	コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額 5,000 万円以上 かつ <コールセンター>新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター>新規地元常用雇用者 5 人以上 ②事業所賃借の場合 <コールセンター>新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター> 新規地元常用雇用者 5 人以上 ※ ①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること。	①初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内（限度額：5 億円） ②操業開始後 60 カ月以内の次に掲げる額（限度額：3 億円） a. 事業所賃借料の 2 分の 1 以内（敷金、権利金等を除く） b. 通信回線使用料の 2 分の 1 以内 （※ コールセンターについては原則として 2,500 万円/年を上限とする） c. 新規地元常用雇用者 1 人につき 30 万円（雇用期間 12 カ月以上の者を対象とする）
【連絡先】 岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/kigyo-ritchi-shien/ritchishien-itshinko/kigyo-yuchi/guide/		

静岡県

静岡市

●静岡市企業立地促進事業補助金（事務所賃借事業） 市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する	
・本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借すること。 ・事務所の賃貸借契約期間が2年以上であること。 ・事務所の床面積が300㎡以上または従業員数が30人以上であること。 ・事務所で行う業務について、概ね1年以上の実績を有すること。	①建物賃借料の1/2（敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く） ②新規雇用の従業員1人あたり25万円 ①、②の合計で限度額1,000万円（1年度につき500万円） 補助対象期間：2年間
【連絡先】 静岡市経済局商工部産業政策課企業立地担当 TEL 054-354-2407 http://www.city.shizuoka.lg.jp/deps/sangyoseisaku/	

奈良県

奈良県

●奈良県進出企業支援融資制度	
製造業（工場・研究所）、情報通信業（データセンター、コールセンター）などを対象施設として、次のいずれかに該当し、かつ投資額（用地取得費を除く）が5億円を超える事業で、知事が認めるもの ①本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 ②企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 ③県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を拡大する場合	【融資条件（融資の実行）】 （株）日本政策投資銀行が審査の上決定し、融資を実行 融資率：投資額に対して最大50% 金利：日本政策投資銀行による有利な金利（案件により変動） 貸付限度：なし 【県による利子補給】 県が利子の一部を負担 範囲：融資実行額のうち10億円を限度 期間：10年間 補給率：年0.2%
●奈良県企業活力集積促進補助金	
製造業の工場、研究所、コールセンター、本社機能・特定の物流施設を立地する企業を対象とし、平成26年3月31日までに着工（着工後2年以内に要操業）する事業で、次の①または②のいずれかに該当するもの ①固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上（※特定の物流施設、県南部地域への立地の場合は3億円以上）かつ県内新規常用雇用者が10人以上（※特定の物流施設、県南部地域への立地の場合は県内新規常用雇用者（注）を0.5人分に算入可） ②常用雇用者が100人以上（コールセンター・特定の物流施設については準常用雇用者（注）を算入可）	①固定資産投資額（土地の取得に要する経費等を除く）の10% ※被災企業は5%を上乗せ ②付帯経費の5% ③雇用者加算として、県内新規常用雇用者1人あたり30万円（※県内新規雇用者のうち準常用雇用者（注）は1人につき10万円） ※付帯経費…文化財発掘調査・地下水調査、造成工事・排水設備等工事 ※雇用者加算…3年間の増加人数分 【限度額3億円（①～③の合計）】 ※ただし、知事が特に認める場合 ①県内新規常用雇用者が50人以上：限度額5億円 ②県内新規常用雇用者が100人以上：限度額10億円 （注）準常用雇用者は、1年以上雇用継続見込の雇用保険被保険者に限る
●奈良県情報通信業関連企業立地促進補助金	
・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業、デジタルコンテンツ業、データセンターについては県内新規雇用者5人以上 ・コールセンター、バックオフィスについては県内新規雇用者20人以上	①県内新規雇用者に対して1人あたり50万円 ②県内新規雇用者に対する研修経費の50%（上限30万円/人） ③オフィス賃料及び設備機器リース料の50% ④通信回線使用料の50% ⑤施設建設・機器等の設備投資費用が3,000万円以上の場合、投資額の10% ⑥付帯経費の5% ⑦施設改修費用の50%（上限1.5万円/㎡） ※④について、こまどりケーブル（株）による通信回線利用料については操業から5年間100%助成 ※①～④については操業から5年間【補助限度額3億円】 ※ただし、知事が特に認める場合 ①県内新規雇用者が50人以上：限度額5億円 ②県内新規雇用者が100人以上：限度額10億円
【連絡先】 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL：0742-27-8813 URL： http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2669	

和歌山県

和歌山県

●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設 ①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃貸補助金 ⑤航空運賃助成金	
交付要件：新規地元雇用者と転入雇用者の総数5人以上（紀南地域等は3人以上） 投下固定資産額等：②1千万円以上（事業用の賃貸額を含む） その他：⑤新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る ※新規地元雇用者と転入雇用者は正社員に限る	①新規地元雇用者数×30万円（3年間適用） ②投下固定資産額等×30% ③通信回線使用料×50%（3年間適用） ④賃料×50%（3年間適用） ⑤東京・南紀白浜の航空機を利用した回数×6,000円 ※進出協定の締結日から1年以内 累計限度額：新規地元雇用者と転入雇用者の総数20人未満：1億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数20人以上30人未満：2億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数30人以上：3億円 新規地元雇用者と転入者は正社員に限る
【連絡先】 和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL073-441-2748 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/	
●和歌山市の助成制度 特定サービス業（平成26年2月末まで） ①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金	
・投下固定資産総額1億円（中小2千万円）以上 ・新規雇用者10人（中小3人）以上	①固定資産税・都市計画税相当額（3年間）（各年度2億円限度） ②新規雇用者数（雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者）×60万円（40歳未満）、×30万円（40歳以上） 新規雇用者数（雇用保険のみ加入者）×10万円（4千万円限度・初年度のみ） ③法令等で定められた基準を上回る緑地や環境施設の整備及びインフラや福利厚生施設等の整備工事に係る費用×50%（1千万円限度・初年度のみ） ※ただし投下固定資産総額30億円を超える場合は5千万円）
●雇用奨励金に限る交付	
・新たに雇用された市内在住の総雇用者予定数が50人以上あり、うち新規雇用者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入している予定数が3人以上ある場合	・新規雇用者数（雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者）×60万円（40歳未満）、×30万円（40歳以上） ・新規雇用者数（雇用保険のみ加入者）×10万円（4千万円限度・初年度のみ）
【連絡先】 和歌山市まちづくり局まちおこし部企業立地課 TEL 073-435-1050 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html	

田辺市	●田辺市の助成制度 情報通信業（コールセンター、データセンターに係るもの） ①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付	
	・投下固定資産総額 3 千万円以上（中小 1 千万円以上） ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上（市長が認めるものについては、上記投下固定資産要件は不問）	①ア．固定資産納税額相当額（5 年間） イ．県との立地協定に基づき新規立地した場合で、立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の 1/3（500 万円を限度） ②新規雇用者 1 人あたり 15 万円（2 年目以降は純増分を対象とし、3 年間で 100 人を限度） ③ア．県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ．操業開始後 1 年以内に 3 人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の 1/2（3 年間で各期間 1000 万円を限度） ※ 県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イの補助率は 1/4 ④投下固定資産総額 2 億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い当該事業所等に 10 人以上雇用する場合、市指定の市有地を無償貸付（7 年間で限度）
【連絡先】 田辺市産業政策課 TEL 0739-26-9931 http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html		
白浜町	●白浜町の助成制度 ①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金	
	・土地・建物の取得 ・3 人以上の正社員雇用 ・営業開始 3 カ月前の申請	①ア．閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額（5 年間） イ．新たに新增設した場合 固定資産税の 2/5 相当額（5 年間） ②正社員雇用 1 人につき 10 万円（町内在住者に限る）（限度額 1,000 万円）
【連絡先】 白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html		
岡山市	●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金	
	・岡山市内でコールセンター・バックオフィス、ソフトウェアハウス、その他情報サービス業等を行う法人 ・当該法人の主たる事業を引き続き 3 年以上操業していること ・市税を完納していること ・新設：岡山市民を 20 人以上新規に常用雇用すること（ソフトウェア業に該当する場合は 10 人以上） ・既存センターの増設：岡山市民を新たに 10 人以上新規に常用雇用することで、合計 20 人以上の岡山市民を常用雇用すること ・常用雇用とは、直接雇用で健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入していること	①新 設 ・研修期間中の人件費、研修費を対象とする人材育成支援にかかるソフト支援と施設整備にかかる費用等を対象とするハード支援。 ・1 年目は 1 社あたり「ソフト支援＋ハード支援」で上限 3,000 万円。（ただし、ハード支援は上限 1,000 万円まで。） ・2 年目は「ソフト支援」のみ。岡山市民を 10 人以上常用雇用した場合に限り、上限 1,500 万円。 ・ソフト支援は 1 人当たり 1 月 30 万円で、3 ヶ月を上限とする。（補助率 100%） ・ハード支援は施設整備にかかる費用が賃料 12 ヶ月分のいずれかを選択。（補助率 50%） ②既存センターの増設 ・「ソフト支援」のみ 1 回限り。上限 1,500 万円。
【連絡先】 岡山市経済局産業振興・雇用推進課 TEL 086-803-1328 http://www.city.okayama.jp/keizai/kigyouricchi/index.html		
広島県	●広島県産業集積促進助成制度 ((1) は平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間、(2) は平成 25 年 4 月 1 日から 3 年間、(3) は平成 25 年度限り)	
	(1) 県営産業団地等立地事業 ・広島県又は広島県土地開発公社が造成した団地に、平成 23 年 4 月 1 日以降に初めて事業場を新設し、事業を行う者 ・直接事業の用に供する部分の延べ床面積 500 ㎡以上 ・新規雇用常用労働者が 10 人以上 (2) 基幹産業等強化促進事業 ・大企業の場合は、企業立地促進法に基づく企業立地計画の承認を、中小企業の場合は、同法の企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けて設備投資を行い、事業場の運営を行う者 ・新規雇用常用労働者が 5 人以上 (3) 被災企業等復興事業 ・東日本大震災で被災した又は震災に起因した電気供給の制限等の影響を受ける事業者及び要綱で定める都県での事業の全部又は一部を広島県で行う事業者 ・大企業は新規雇用常用労働者が 10 人以上（中小企業は新規雇用要件なし）	(1) 県営産業団地等立地事業 ①建物・設備助成（限度額：10 億円） ・事業所の建物・設備に係る投資額の 15% ②土地取得費助成（限度額：建物・設備助成と合わせて 50 億円） ・土地取得費の 25% ただし、地元市町において助成を行う団地の場合は助成率が 40%、港湾造成地の場合は助成率が 10%である (2) 基幹産業等強化促進事業 建物・設備に係る投資額の 5%（限度額：5 億円） (3) 被災企業等復興事業 土地及び建物・設備に係る投資額の 5%～15%（限度額：35 億円）（県営産業団地を取得する場合は、土地取得費助成は上記 (1) ②による）
【連絡先】 広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1298532703514/index.html		
広島市	●広島市企業立地促進補助制度	
	・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンターを新設又は移転する企業 ・新規雇用労働者が 30 人以上（市内移転の場合は移転前より 30 人以上増加） ※ 操業開始後 1 年以内に満たせば可	・一事業所当たり一律 2,000 万円
【連絡先】 広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html		
山口県	●山口県情報・通信産業等支援補助金	
	対象要件：事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後 3 年以内の者 投資要件：3 千万円以上（事業用の建物及び設備） ※ 過疎地域に立地する場合は、投資要件の適用なし 新規雇用従業員数：30 人以上 対象地域：県下全域（制度を整備した市町）	①（専用回線使用料＋家賃）×1/2 以内 ②新規雇用従業員数 ×30 万円以内 1 回限り 限度額：① 5 千万円（1 年間） 最長 3 年間
【連絡先】 山口県商工労働部 企業立地推進室 TEL 083-933-3145 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyo-r/		

徳島県

●コールセンターに対する優遇制度

コールセンター（インバウンドを主体とした事業）
助成対象：新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること

※ 過疎地域において、住民票の異動（県外→徳島県内）を伴う転勤者（常用労働者）を5人まで含むことができる

- ①新規地元雇用：雇用者1人につき70万円（期間に定めのない労働者）
雇用者1人につき40万円（契約社員、パート社員）
助成期間：5年間 限度額なし
※ 対象者：雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が30時間以上であること
※ 初年度は、新規地元雇用者数を補助。次年度以降は純増分を補助。
- ②事業所賃料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年 助成期間：5年間
- ③専用通信回線使用料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年
助成期間：5年間
- ④リース経費：1/2の助成 限度額：1,000万円
助成期間：契約年度の初年度のみ
※5年以上の契約機器等が対象
- ⑤研修経費：1/2の助成 限度額：1,000万円/年（委託研修は研修受講者1人10万円を限度、企業内研修は研修受講者1人5万円を限度）
助成期間：5年間
※ 採用後6ヶ月に満たない新規地元雇用者を県内で研修する場合に限る
- ⑥投下固定資産：1/5の助成 限度額：2,000万円
※ 操業開始から1年以内に整備したものが対象

【連絡先】 徳島県商工労働部企業支援課 TEL 088-621-2155 <http://www.pref.tokushima.jp/promoting/>

●徳島市のコールセンター等立地優遇制度（徳島市情報通信関連事業立地促進補助金）

対象業種：・コールセンター ・データセンター ・ソリューションセンター ・事務処理センター ・デジタルコンテンツ
助成要件：・新設しようとする事業所であって、地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること ※ 地元雇用とは…採用日の前日に市内に住所を有していた者を、当該事業所の常用労働者として、新たに雇用すること

- ①雇用奨励金
奨励金額：交付対象者1人につき40万円
限度額：4,000万円
助成期間：5年間
- ②施設整備補助金
補助額：施設の整備に要した費用の2分の1に相当する額
限度額：500万円又は1回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額
補助回数：1回限り

【連絡先】 徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/keizai_seisaku/gaiyo32.html

香川県

●香川県企業誘致条例（平成25年度～平成29年度）

新規常用雇用者50人以上（過疎・離島振興地域では25人以上）
（新規常用雇用者数は、交付申請時に50人（25人）以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が50人（25人）以上であること）

- ・土地を除く投下固定資産額の10%（3年間。1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額、2年目以降は純増分のみ）
- ・求人に要する経費（求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等）の10%（3年間）
- ・事務所賃借料、通信回線使用料（専用回線）の1/2（3年間）
- ・通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2（初年度のみ）
- ※ 求人に要する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする
- ・新規常用雇用者数×30万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- ・新規短時間労働者数×15万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- 限度額：3年間で5億円

●香川県被災企業再建支援事業（～平成26年5月）

【連絡先】 香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3355 <http://www.pref.kagawa.jp/kigyoritti/>

●高松市企業誘致条例（平成25年度～平成29年度）

・新規常用雇用者30人以上（過疎・離島振興地域では25人以上） 新規常用雇用者数は、交付申請時に30人（25人）以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が30人（25人）以上であること）

- ・投下固定資産額×5/100（3年間、土地除く。2年目以降は純増分のみ）
- ・新規常用雇用者数×20万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- ・新規短時間労働者数×10万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- ・限度額：3年間で2億円

【連絡先】 高松市産業振興課 TEL087-839-2411 <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5642.html>

●坂出市企業誘致条例

・市内新規常用雇用者25人以上
（交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の毎月末における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること）

- ・投下固定資産額×5/100（3年間。市有地の場合は土地代含む。2年目以降は純増分のみ）
- ・市内新規常用雇用者数×20万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- ・市内新規短時間労働者数×10万円（3年間。2年目以降は純増分のみ）
- ・限度額：3年間で1億円

【連絡先】 坂出市政策課企業立地推進室 TEL0877-44-5001 <http://www.city.sakaide.lg.jp/work/kigyuu/youguu.html>

●さぬき市企業立地促進条例

・市内新規常用雇用者数25名以上

- ・投下固定資産額×5/100（3年間）
- ・市内新規常用雇用者数×10万円（3年間）
- ・市内新規短時間労働者数×5万円（3年間）
- ・限度額1億円（市有地取得の場合は、2億円）

【連絡先】 さぬき市商工観光課 TEL087-894-1114 <http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/index.html>

●東かがわ市企業誘致促進条例（平成25年度～平成29年度）

・市内新規常用雇用者25人以上
（市内新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6箇月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること）

- ・土地を除く投下固定資産額の10%
- ・機器賃借料は5年以上リース機器の初年度分の50%
- ・市内新規常用雇用者数×20万円
- ・市内新規短時間労働者数×5万円
- ・助成合計限度額1億円

【連絡先】 東かがわ市商工観光室 TEL 0879-33-2750 <http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i5638/>

三豊市	●三豊市企業誘致条例	
	・市内新規常用雇用者 5人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 5人以上在職しており、かつその前 6 カ月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 5人以上在職していること)	・固定資産税以内の額 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・通信機器賃料の年額の 2 分の 1 に相当する額 (3 年間) ・市内新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数 × 5 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・限度額: 3 年間で 1 億円
【連絡先】 三豊市産業政策課 TEL 0875-73-3013 http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=8020		
土庄町	●土庄町企業誘致条例	
	・投下固定資産額 (土地を除く) 3,000 万円以上 ・小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上	・投下固定資産額 (土地に係るものを除くものとし、業務開始日の 3 年前の日以後に取得した家屋及び償却資産に係るもの限る) に 5/100 乗じて得た額 ・年間の建物賃借料に 25/100 を乗じて得た額 ・新規常用雇用者数に 15 万円を乗じて得た額 ・助成額は、指定企業 1 施設につき 3,000 万円を限度とする。
【連絡先】 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 http://www.town.tonosho.kagawa.jp/		
愛媛県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱 (平成 26 年 3 月 31 日まで)	
	対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規県内雇用 20 人以上 (常用労働者に限る)	①投下固定資産額に係る奨励金交付額: 投下固定資産の 10 ~ 15% (限度額 5 億円) ②事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額: 適正な賃借料の 1/2 相当額を交付 (限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金交付額: 適正な使用料の 1/2 相当額を交付 (限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内) ④雇用促進に係る奨励金交付額: 新たに県内から雇用した常用労働者数 × 50 万円 (限度額 5 億円)
【連絡先】 愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2474 http://www.pref.ehime.jp/h30180/7032/index.html 経済労働部企業立地課ページ		
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者 20 人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/2(5 年以内) ②社員等の教育に係る費用の 1/2(5 年以内) ③オフィス及び通信機器等の賃料の 1/2(5 年以内) ④専用通信回線利用料の 1/2(5 年以内) ⑤新規雇用 1 人につき 30 ~ 55 万円 (5 年以内) 限度額: ①+②+③+④= 1 億円 ⑤= 4.5 億円 総額 5.5 億円
松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html		
高知県	●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金	
	新たに県内に次の 3 つの業務を行う拠点を設けて当該事業を実施するもの。要件は次のとおり。 1. 新規雇用人数 (県内かつ新規 ※パートを除く) ①コンタクトセンター: 操業 1 年以内に 20 人以上 ②バックオフィス: 操業 1 年以内に 10 人以上 ③コンテンツ産業: 操業 1 年以内に 10 人以上 2. 操業時期 事業着手後 1 年以内 他	めざすのは日本一のおもてなし ○主な助成内容 オフィスの賃借料「全額」(高知市) 入居時のオフィス改修費 情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も 通信料・通話料 新規雇用者の人件費 自社物件の建設費用 最長 5 年間で総額 15 億円の補助限度額 「高知の本気」感じてもらえるはずです。補助率等の詳細はお問い合わせください。
【連絡先】 高知県商工労働部企業立地課 TEL088-823-9693 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/		



高知家の家族にならんかえ?

～ 高知県でコールセンター始めませんか? ～

おどろきの補助制度!

充実の補助制度

- ◆ オフィス賃借料、設備リース料、通信料、雇用奨励金 等

家賃 (5年間) ※高知市	設備 リース料	最長5年間 補助限度
無料	半額	15億円

他にも充実の補助制度が盛りだくさん

オフィス案内

- ◆ 平成 27 年春完成予定の新築ビルに、ワンフロア 300 坪程度のコールセンター用スペースを確保する計画があります。

中心市街地 + 広々スペース

高知県へのアクセス

- ◆ 高知龍馬空港と主要都市とのアクセスも充実しています。

行 先	時 間	便 数
高知～羽 田	75分	1日10往復
高知～名古屋 小牧	60分	1日 1 往復
高知～伊 丹	45分	1日 6 往復
高知～福 岡	55分	1日 3 往復

高知県

詳しくは、企業立地課へお問い合わせください。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/>

お問い合わせ

高知県商工労働部企業立地課 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
 tel.088-823-9693 mail. 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

福岡県	●福岡市立地交付金	
	1. 対象分野・面積要件 下記①～⑥の分野のインバウンドのセンターとし、面積要件は延床面積 500 m²超（重点地域の場合には面積要件なし）。 ①知識創造型産業 ②健康・医療・福祉関連産業 ③環境・エネルギー関連産業 ④アジアビジネス ⑤物流関連産業 ⑥都市型工業 ⑦本社機能等 ⑧大規模集客施設 2. 事業継続期間 操業開始後、所有型企業立地の場合には 10 年間、賃借型企業立地の場合には 5 年間事業継続すること。 3. 雇用の確保 事業の継続期間中、常用雇用者を継続雇用すること。 ※ 常用雇用者とは、雇用保険法の適用を受ける従業員 4. 操業時期 交付金の認定手続き後、所有型企業立地の場合には 3 年以内、賃借型企業立地の場合には 1 年以内に事業を開始すること。	●重点地域（アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市）に立地する場合 ①所有型企業立地の場合 土地取得費の 30%、建物、機械設備取得費の 10% 限度額：30 億円 ②賃借型企業立地の場合 建物、機械設備の年間賃借料の 1/3（賃借月額は 4,000 円 / m²を限度） 期間：3 年（外国企業等は 4 年） 限度額：7,500 万円（年間 2,500 万円）（外国企業等は限度額：1 億円（年間 2,500 万円）） ●重点地域以外の市内に立地する場合 ①所有型企業立地（土地及び建物を取得）の場合 建物、機械設備取得費の 5.0% 限度額：1 億円 ②所有型企業立地（建物のみを取得）の場合 建物、機械設備取得費の 2.5% 限度額：5,000 万円 ③賃借型企業立地の場合の場合 建物、機械設備の年間賃借料の 1/3（賃借月額は 4,000 円 / m²を限度） 期間：1 年 限度額：5,000 万円
【連絡先】福岡市経済観光文化局 TEL 092-711-4327 http://asiabiz.city.fukuoka.jp/		
北九州市	●企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター他 要件：新規常用雇用者が 5 人以上	【設備投資に対する補助】 ①取得分：設備投資額の 2～3% ②賃借分：年間賃借料の 1/2（初年度のみ）※ ①②の合計額で、上限 10 億円 【雇用に対する補助】 交付対象者 1 人あたり 30 万円（短時間労働者は 15 万円） ※ 対象者：新規雇用者のうち 1 年以上勤務し、1 年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 交付上限額なし
	●オフィス立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター他 ※ 市内オフィスビルへ事業所を設置（賃借）する企業 要件：新規常用雇用者が 3 人以上	【設備投資に対する補助】 立地後 2 年間（中心市街地は 3 年間）の年間賃借料の 1/2 ※ 2 年間で上限 1 千万円（中心市街地は 3 年間で 1 千 5 百万円） 【雇用に対する補助】 交付対象者 1 人あたり 30 万円（短時間労働者は 15 万円） ※ 対象者：新規雇用者のうち 1 年以上勤務し、1 年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 上限 1 千万円
北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 http://www.city.kitakyushu.jp/		
佐賀県	●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金（コールセンター分）	
	1) 立地決定日から 2 年以内に操業を開始 2) 立地決定日から操業を開始して 1 年を経過した日までに における新規県内雇用者数が 20 人以上	①建物、設備機器取得等補助：投資額の 1/10 ②オフィス賃料補助：賃料の 1/2（3 年間） ③通信回線使用料補助：使用料の 1/2（3 年間） ④雇用促進奨励金：20 万円 × 増加新規地元雇用者数（3 年間） 限度額：① 1 億円、② 3 千万円、③ 8 千万円、④なし
【連絡先】佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7097 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html		
佐賀市	●佐賀市情報通信関連企業等立地促進補助金（コンタクトセンター分）	
	1) 立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までに における新規県内雇用者数が 20 人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費の 1/2（1 回限り） ②立地奨励金：立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までに取得した設備機器にかかる固定資産税相当額（3 年間） ③雇用奨励金：立地に伴う操業開始の日から 1 年を経過した日までに 換算等新規市内雇用者数 × 50 万円（1 回限り） ④建物賃借料補助金：本来業務の用に供するオフィスの賃料（市以外からの補助金額は控除）の 1/2（2 年間） 限度額：① 1.5 千万円、② 固定資産税相当額、③ 2.5 千万円、④ 1 千万円
【連絡先】佐賀市工業振興課企業誘致室 TEL 0800-200-7106 http://www.city.saga.lg.jp/category/jigyuu_index.jsp?cate=28		
鹿児島市	●コンタクトセンター等立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規地元雇用者 20 人以上 2) 市長と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：経費から市以外の補助金控除後の額の 1/2 ②建物賃借料補助金：賃料から市以外の補助金控除後の額の 1/2（3 年間） ③雇用奨励補助金：50 万円 × 新規地元雇用者数（3 年間） ④研修費補助金：新規地元従業者を対象、補助率 1/2 ⑤立地奨励補助金：操業開始のために取得した固定資産に係る固定資産税相当額、3 年間 限度額：① 5 千万円、② 3 千万円、③ 7.5 千万円、④ 20 万円 / 人、⑤納付した固定資産税相当額
【連絡先】鹿児島市商工観光課 TEL 0954-63-3412 http://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/313.html		

CCAJ スクールの概要・プログラムなどの詳細は、協会サイトで！

CCAJ スクール 検索

http://ccaj.or.jp/ccaj_school/index.html

●オフィス系企業立地促進補助金

対象要件

○対象企業

情報処理・集約型業務、高度情報関連業務又は事務管理等業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを建設する企業
①情報処理・集約型業務：コールセンターやデータ入力センター等の業務
②高度情報関連業務：ソフトウェア開発等の業務
③事務管理等業務：一般事務、会計事務等の業務

○補助要件

・上記①又は③の業務を行う企業：
雇用 50 人以上（過疎地域 25 人以上）、投資 2 千万円以上（離島は投資要件なし）
・上記②の業務を行う企業：
雇用 11 人以上（過疎地域 5 人以上）、投資 1 千万円以上（離島は投資要件なし）
・上記①～③の業務を複合的に行う企業：
雇用 50 人以上（過疎地域 25 人以上）、投資 2 千万円以上（離島は投資要件なし）

■助成内容

①通信費：事業の用に供する通信費の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
②賃借料：事務所賃借料の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
③人件費：新規雇用者 × 30 万円
（事業開始時に 100 人以上雇用する場合は 50 万円／人）
（離島地域は 2 倍、半島地域は 1.5 倍）
④設備補助：設備投資額の 10%（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
■限度額（建物賃貸の場合）
3 年間の補助金総額 2 億 4,000 万円限度（離島・半島地域は 3 億 6,000 万円限度）
■限度額（建物を建設する場合）
○自社ビルを建設する企業
3 年間の補助金総額 3 億 4,000 万円限度
○ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合
ビル建設会社 1 億円、誘致企業 2 億 4,000 万円限度
※ 離島・半島地域において自社ビルを建設する企業は、3 年間の補助金総額 5 億 1,000 万円限度（ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合は、ビル建設会社 1 億 5,000 万円、誘致企業 3 億 6,000 万円限度）
■備考（共通）
①通信費：各年度 4,000 万円限度（3 年間補助）
②賃借料：坪単価 1 万円以下であること（3 年間補助）
③人件費：1 人 1 回限り
④当初 1 年間の投資（リースに関しては当初 1 年間の契約に関する 3 年分の実支出）額に限る
⑤事業開始後 1 年以内に要件を満たした場合に補助

【連絡先】長崎県産業労働部企業立地課 TEL 095-895-2657（公財）長崎県産業振興財団 企業誘致推進グループ TEL 095-820-8890
<http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/>

●長崎市企業立地奨励条例（平成 26 年 3 月 31 日まで）

①対象事業者

・法人税の申告を 3 年度以上実施している法人又はその連結子会社
・国内外で 5 事業年度以上事業活動を行っている外国法人
・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人

②対象業種

○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業（農林漁業関連産業）○医工連携関連産業 ○その他

③投下固定資産、雇用人数（正規 1、非正規 0.75、短時間 0.5 換算）

a. 建物建設の場合

中小企業者等 -5 千万円以上 5 人以上（増設・移設 1 人以上）
その他の企業 -5 億円以上 15 人以上（増設・移設は対象外）

b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）

中小企業者等 -5 人以上
その他の企業 -15 人以上（増設・移設は対象外）

※ 投下固定資産額には、土地・建物・償却資産を含む（消費税を除く）。

a. 建物建設の場合

■施設等整備奨励金 交付期間 5 年間（分割交付）
投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額

□割合（上限 15%）

5% + ((操業時雇用従業員数 -1) × 0.25)%

b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）

■土地等賃借奨励金 交付期間 5 年間

建物賃借費用に下記の割合を乗じた額

□割合（上限 50%）

25% + ((操業時雇用従業員数 -1) × 0.25)%

ab とも

■雇用奨励金 交付期間 3 年間

雇用形態 単価 （障害者加算）

正規 50 万円 / 人（+ 20 万円）

非正規 30 万円 / 人（+ 20 万円）

短時間 15 万円 / 人（+ 15 万円）

※ 2 年目、3 年目は、操業日から 1 年後、2 年後に、それぞれ前年より 5 人以上増員している場合、交付対象となる

■総限度額 合計 10 億円

【連絡先】長崎市商工部産業雇用政策課 TEL 095-829-1313

●佐世保市企業立地促進条例（うち研究所及びその他事業所）

○対象要件

1) 大企業

投下固定資産額 1 億円以上かつ対象施設における常用雇用者 20 人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者 10 人以上）

2) 中小企業

投下固定資産額 3,000 万円以上かつ対象施設における常用雇用者 10 人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額 1,000 万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者 5 人以上）

○交付期間：5 年間（増設・移設の場合は 3 年間）

※ 要件は交付期間内に達成することが必要。

①土地等賃借奨励金

土地や建物の賃借料の 1/2（限度額：年間 6,000 万円、5 年間の限度額 3 億円）
（増設・移設の場合 限度額：年間 2,000 万円、3 年間の限度額 6,000 万円）

②立地奨励金

固定資産税相当額（限度額：3 億円）

（増設・移設の場合 限度額 1 億円）

③雇用奨励金

（新規）常用雇用者 1 人あたり 50 万円（限度額：1 億円）

※ 短時間労働者は 1 人あたり 25 万円

【連絡先】佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638（直通）

●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例

対象要件

○指定業種：製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連業等

○要件

新設：投下固定資産 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上
増設移設：投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用 1 人以上
改修：投下固定資産額 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上

○立地促進補助金：固定資産税相当額の奨励金（3 年間）

○施設整備奨励金：固定資産投下額（土地代除く）× 5 ～ 10%（雇用数による）の補助 限度額：1 億円（改修は 2,000 万円）

○土地建物賃借奨励金：土地建物の賃借料 × 25%（3 年間） 限度額：1,000 万円 / 年

○雇用奨励金：新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働者 25 万円の奨励金：限度額：5,000 万円

【連絡先】島原市産業政策グループ TEL 0957-68-1111

諫早市	●諫早市工場等設置奨励制度	
	①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業誘致促進地区 (諫早中核工業団地外 3 ヶ所) 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 ②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区以外 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 かつ 新規雇用者 5 人以上 (市内立地後 5 年以内の場合) 新規雇用者 10 人以上 (市内立地後 5 年未満の場合)	①固定資産税の課税免除 (3 年間) 限度額なし ※ 事業に要する部分のみ ②固定資産税相当額を奨励金として交付 (3 年間) 限度額 2,500 万円 / 年度 ※ 事業に要する部分のみ
	【連絡先】 諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-1500	
大村市	●大村市企業立地奨励補助金	
	①施設等整備奨励補助金 投下固定資産総額 1000 万円以上 (土地代を除く) で新規地元雇用者 5 人以上 ※1 年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金 新規地元雇用者 10 人以上 (但しコールセンターは 20 人以上) ※1 年間の雇用実績要	①投下固定資産総額 (土地代を除く) の 10% 雇用者数による限度額 雇用者数 5 人 ~ 9 人最高 500 万円 / 雇用者数 10 人以上最高 1000 万円 ②1 人につき 25 万円 (正社員) (期限付等 10 万円) 限度額 1000 万円
	【連絡先】 大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5919	
平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金	
	対象要件 1) 新規雇用者 20 人以上	①設備投資費：開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の 1/3 ②賃借料：事務所賃借料の 1/8 ③人件費：新規雇用者 × 15 万円 限度額①+②+③ 3 年間で 3,000 万円
	【連絡先】 平戸市商工物産課 TEL 0950-22-4111	
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	対象要件 新規常用雇用者 25 名以上	奨励措置 ①雇用奨励金：事業を開始したと認めた日から引き続き 1 年以上雇用されている新規常用雇用者に 1 回限り (2 年目、3 年目は、対前年比純増加人数分対象) 正社員 20 万円 / 人、パートタイマー等 20 万円 / 常勤換算人 限度額：1、000 万円 ②事務所賃借料奨励金：実支出額の 1 / 5 以内 (3 ヶ年) ③設備整備奨励金：改修費の実支出額の 1 / 5 以内 (1 回限り)
	【連絡先】 対馬市観光物産推進本部 TEL 0920-53-6111(内線 105)	
杵岐市	●杵岐市情報通信関連企業立地促進事業	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費：15 万円 / 人 ②賃借料：事業所等の賃借料の 1/8 (3 年間) ③設備：改修費 5000 円 / m² × 改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料 (住居賃借料) 1/2 助成 月額 5 万円 × 12 ヶ月限度 (高熱水費・共益費含まず) 2 名まで ⑤ 2) 社用車リース代助成 (1/2) 1 台限り 3 年間 限度額：① + ② + ③ 3 年間の総額 3,000 万円以内
	【連絡先】 杵岐市観光商工課 TEL 0920-48-1111	
五島市	●五島市工場等設置奨励条例	
	対象要件 1) 新規雇用者 11 人以上	①固定資産税相当額の助成金 (3 年間) ②新規雇用 1 人につき 20 万円 (新卒者雇用の場合は 25 万円) 限度額：年間 1 千万円 (3 年間)
	【連絡先】 五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862	
西海市	●西海市企業立地奨励条例	
	対象要件 ・新規雇用者 20 人以上 (中小企業にあつては 10 人以上) ※ 新設の場合 ・新規雇用者 10 人以上 (中小企業にあつては 5 人以上) ※ 増設の場合	・新規雇用 1 人につき 30 万円 (新卒者雇用の場合は 50 万円) ・固定資産税の減免 (3 年間) ・市有財産の貸付料減免 (3 年間)
	【連絡先】 西海市さいかい力創造部まちづくり推進課 TEL 0959-37-0064	
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	①固定資産税の減免又は不均一課税 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ②工場等施設整備奨励金 1) 投下固定資産額 (土地代除く) 1 億円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ③工場等立地奨励金 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ④雇用奨励金 1) 投下固定資産額 (土地代除く) 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 又は 2) 新規雇用者 20 人以上	①固定資産税の減免 (千々石町、小浜町、南串山町のみ) 又は不均一課税 (国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町) ②工場等施設整備奨励金 (3 年に分けて支給 限度額：2 億円) 投下固定資産総額 × 支給率 (新規雇用人数により 5% ~ 10%) ③工場等立地奨励金 (3 年間支給) ①により不均一課税対象となった分の納税額相当額 ④雇用奨励金 1) 30 万円 / 人 2) 20 万円 / 人
	【連絡先】 雲仙市農林水産商工部商工労政課 TEL 0957-38-3111	

南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 300 万円以上 2) 新規雇用者 3 人以上	①設備投資費：投下固定資産総額（リースを除く）の 6%～12% ②通信費：事業の用に供する通信費の 25% ③賃借料：事務所賃借料の 25% ④人件費：新規雇用者 × 30 万円 限度額① 3 年間で 2 億円② 3 年間で 1,000 万円③ 3 年間で 4,000 万円④ 1 人 1 回限り 5,000 万円
南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032		
東彼杵町	●東彼杵町工場等設置奨励条例	
	対象要件 製造業、試験・研究機関、ソフトウェア業、運輸・通信業、卸・小売業、サービス業又は町長が本町の産業振興に寄与するものと特に認める業種の事業目的のために使用する施設で、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害の発生のないもの。	優遇措置の条件・内容 ①固定資産税の優遇 【町内全域】直接事業の用に供する設備で、これを構成する「減価償却資産の取得価格の合計が 2,500 万円を超える設備を新設又は増設し」、かつ「工場等において増加する常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への課税免除（3 年間） 【企業立地重点促進区域等】「投下固定資産額が 5,000 万円以上」又は「新規常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への不均一課税（3 年間） 初年度：適用税率の 25/100 第 2 年度：適用税率の 50/100 第 3 年度：適用税率の 75/100 ②工場等設置奨励金 【町内全域】次に掲げる条件（1）、（2）を全てを満たすこと（1）投下固定資産額：3 億円以上（但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 1 億円以上）（2）新規常用雇用者数：10 人以上（但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 5 人以上） ■長崎県工場等設置補助金の 10%以内 ■長崎県新規雇用促進補助金については、県基準の 10%以内で、本町に住所を有する者を 5 人又は従業員の 10 分の 2 のいずれか多い人数以上を新規雇用し、本町に住所を有する者を対象とする。
【連絡先】東彼杵町まちづくり課 TEL 0957-46-1111(ex16,17,18)		
佐々町	●佐々町工場設置奨励条例	
	①新設の場合 (1) 投下固定資産総額 1 億円以上 (2) 常時使用する従業員数が 15 名以上 ②増設の場合 (1) 増加部分の投下固定資産総額 2,500 万円以上 (2) 増加部分の事業ため増加する常時使用する従業員数が 10 名以上	①固定資産税の減免
【連絡先】佐々町企画財政課企画班 TEL 0956-62-2101		
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件：1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費：15 万円／人 限度額：1,000 万円
【連絡先】新上五島町まちづくり推進課 TEL 0959-53-1113		
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件（コールセンター等の要件） ・対象：県内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業 ・投下固定資産額と投下リース資産額の合計：3 千万円以上 ・県民の新規常用雇用者数：10 人以上（広域的業務拠点施設：50 人以上） ・立地協定：県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 ・操業開始：立地協定から 1 年（建物の新・増設を伴うものは 2 年）以内に操業を開始 ※ 広域的業務拠点施設：複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、知事が認めるもの。	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 × 10% 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2(操業から 4 年間) ※ 3.3 m 当たり月額 1 万円を上限とし、1 年間の補助額は 1 千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 × 1/2(操業から 4 年間) 4) 新規雇用者数 × 10 万円 (操業から 3 年間) 補助限度額：1.5 億 (広域的業務拠点施設：5 億円)
【連絡先】熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL096-333-2328 http://www.kumamoto-investment.jp/ 企業立地ガイド KUMAMOTO		
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度	
	対象者： 市内に事業所を新設・増設・移設する企業情報提供サービス業（コールセンターを含む）の要件（業種詳細は右記 HP 参照） ・新設・増設：以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設 10 人以上（中小企業者は 5 人以上）、増設 5 人以上 ・移設：土地取得費が 1 億 5 千万円以上	（新設・増設） ①施設設置補助金：固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額（3 か年度分） ②用地取得等補助金：土地取得費の 10% 又は、賃貸 3 年間分の土地・建物の賃料（敷金、共益費等を除く）の 1/2 ③雇用促進補助金：新規常用従業員数 1 人につき補助金を交付 正社員 50 万円 正社員以外 15 万円（3 年間） ※ 2 年目及び 3 年目は、前年より 10 人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金：投下固定資産額 × 10%(家屋・償却資産のみ、土地を除く) ※ 投下固定資産取得額が 3 億円以上の場合に限り交付（リースを除く） 限度額：30 億円（①～④の合計額）（移設）用地取得等補助金：土地取得費の 10%(限度額 20 億円)
【連絡先】熊本市産業政策課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市企業立地推進東京出張所 TEL03-3262-3840 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/ トップ⇒くらし・環境・経済⇒経済・ビジネス・雇用⇒企業立地を全面サポートいたします！！		

八代市	●八代市企業振興促進条例	
	【対象業種】 情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務所（コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンターなど）、製造業など 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 （投下固定資産額）土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が2,000万円を超えること（中小企業の場合は500万円）且つ（新規雇用者数）新規雇用者（パートを除く）の数が5人以上（中小企業の場合は2人以上） ※ 複数の県の区域に係る業務を処理する事務所の場合 ・新規雇用者（パートを除く）の数が10人以上（中小企業の場合は5人以上）	【優遇措置】 ①固定資産税の減免 ・初年度～3年度：100%、4年度～5年度：50% ②工場等建設補助金：投下固定資産総額が1億円以上の工場などの場合 ・新規雇用者数10人未満：投下固定資産総額×1% ・新規雇用者数10人以上40人未満：投下固定資産総額×2% ・新規雇用者数40人以上：投下固定資産総額×3% ③用地取得等補助金：投下固定資産総額が1億円以上の場合 ・土地の取得価格の100分の30を交付。 ※ 工場などを賃借する場合、敷金などを除く1年間の賃借料の2分の1 ④雇用奨励金：新規雇用者1人につき、30万円（正社員以外は20万円）
	【連絡先】 八代市商工振興課 TEL 0965-33-8513 http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/	
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度	
	対象要件：情報サービス業 建物、機械装置、備品（土地を除く）などの取得価格の合計額が、 ①新設は5,000万円を超え、常時雇用する従業員数が10名以上であること ②増設は、2,000万円を超え、常時雇用する従業員数が5人以上であること	①工場等設置奨励金（3年間） 1年目 納税された固定資産税額の100% 2年目 納税された固定資産税額の80% 3年目 納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。
	【連絡先】 山鹿市商工観光部商工課（企業誘致推進室） TEL 0968-43-1413 http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/ 農林業・商工業⇒商工業⇒商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」	
宇土市	●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例	
	対象要件：情報サービス業 ①投下固定資産総額：3億円以上 新規雇用：5人以上 ②投下固定資産総額：1,000万円以上（情報サービス施設1,000万円以上） 新規雇用：新設5人以上、増設3人以上 ③投下固定資産総額：3億円以上 用地取得面積：5,000㎡以上 投下固定資産総額：3億円以上 新規雇用：5人以上 操業開始：3年以内 ④減価償却資産の取得価額の合計：500万円以上	①固定資産税の課税免除：3年間、その後3年間50%2分の1の額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度 固定資産税額の75%交付 100分の75の額 2年度 固定資産税額の50%交付 100分の50の額 3年度 固定資産税額の25%交付 100分の25の額 ③用地取得価格の20%の額（上限3億円） 給水装置の加入金相当額交付 ○雇用促進奨励金 市内に住所を有する人を事業開始から1年以上引き続き雇用した場合一人当たり30万円（上限1,000万円） ○研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合で、研修に要した経費の2分1以内半分（上限100万円）の額を交付
	【連絡先】 宇土市企画課企業誘致係 TEL 0964 - 22 - 1111 （宇土市企業立地ガイド） http://uto-kaihatsu.jp/index.htm	
天草市	●天草市企業立地促進条例	
	①・投下固定資産総額：新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ②・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ③・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ④・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設・増設10人以上 ⑤・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上	①固定資産税の課税免除：固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金：投下固定資産総額×5%（上限5,000万円） ③用地取得補助金：用地取得費×30%（上限1億円） ④雇用奨励金：1人当たり30万円（上限3,000万円） ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であっても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金：操業開始から3年以内の土地建物賃借料（1年間の上限150万円）ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
	【連絡先】 天草市産業政策課産業政策係 TEL 0969-32-6786 http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/	
大分県	●大分県コールセンター企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】 ①設備投資額が3,000万円以上 ②事業所の操業に伴う新規地元雇用者が30人以上 ③専らコールセンターを業として行なうものであること ④大分県産業立地促進補助金及び大分県大規模投資促進補助金の適用を受けていないこと。	【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額：事業所新設に伴う用地の取得・造成、建物の建設、機械設備並びに附属施設の取得（賃貸の場合の内装工事費を含む）に要した経費設備投資額×3%以内（土地または建物取得の場合は、設備投資額×15%以内） ②人件費：雇用者数×50万円以内（大分市に立地する場合は、雇用者数×25万円以内） 限度額：①②合わせて1億円 ③通信費（3年間補助）：事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2以内 限度額：9,000万円（3,000万円/年） ④賃貸料（3年間補助）：事業所の賃貸に要した経費×1/3以内 限度額：9,000万円（3,000万円/年）
	●大分県産業立地促進補助金	
	【補助対象要件】 ①（新設の場合）直接従事技術者数5人以上 ②（増設の場合）直接従事技術者数5人以上かつ増設表明後1年以内の着工かつ増設事業所面積100㎡以上	【補助対象経費及び補助額】 ①投資額×3%+雇用者数×50万円 限度額 1億円
	【連絡先】 大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 http://www.ritti-oita.jp/	

大分市	●企業立地促進助成制度	
	対象業種:1) 製造業、2) 大分流通業務団地へ立地する企業、3) 情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、学術研究、専門・技術サービス業 対象要件:【設備投資額】 新設 10 億円以上(中小企業 2 億円以上) 増設・移設 10 億円以上(中小企業 1 億円以上) 【新規雇用従業員数】 新設 20 人以上(中小企業 5 人以上) 増設・移設 10 人以上(中小企業 2 人以上) ※) コールセンター業については、同業務のみではなく、それに加え情報処理・提供サービス業務など、対象業種 3) に挙げられた業種に該当する業務を行なうものを対象とする。 ※ 3) 情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。	①設備投資助成金 設備投資額 × 5% 以内の額(限度額 5 億円) ②新規雇用従業員の数 × 50 万円以内(限度額 1 億円) ① + ②の合計限度額 5 億円(単年度 2 億円を上限とする分割方式)
	【連絡先】大分市産業振興課 産業振興担当班 TEL097-537-7014(直通)	
日田市	●日田市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 (新設) ① 5 人以上の新規雇用者を創出していること。 ② 取得日から 3 年以内に事業所の設置に着工し、5 年以内に操業開始していること。ただし、賃借の場合は契約開始日から 2 年以内に操業開始していること。 ③ 過去 3 年度間、公租公課の滞納がないこと。	【補助対象経費及び補助額】 ① 不均一課税 固定資産税に対する不均一課税(5 年間) ② 人件費 新規雇用者数 × 20 万円(限度額: 2,000 万円) ③ 取得した土地の設備投資額 × 10/100(限度額: 2,500 万円) 取得した家屋及び償却資産の設備投資額 × 3/100(限度額: 2,500 万円) ④ 賃貸料(3 年間助成) 土地及び建物等の賃貸料 × 1/3(限度額: 500 万円/年)
	【連絡先】日田市商工観光部 企業立地推進室 TEL 0973-22-8313 http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000560.html	
佐伯市	●佐伯市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ○投資額 2,500 万円以上(土地代除く) ○雇用者(市内在住)の増があること ○公害防止措置の実施	【補助対象経費及び補助額】 ① 固定資産税の 25% ~ 100%(3 年間) 限度額: なし ② 都市計画税相当額(3 年間) 限度額: なし 以下、雇用増 5 人以上の場合 ③ 投資額 × 5% 限度額: 1,000 万円(5 人 ~) 3,000 万円(20 人 ~)(雇用予定者数に応じて変わる) ④ 新規雇用者 × 20 万円 限度額: 2,000 万円 ⑤ 用地取得費 × 50% 限度額: 1,000 万円(5 人 ~) 5,000 万円(20 人 ~)(雇用予定者数に応じて変わる) ※ 開発研究機関については上乗せ助成あり
	●情報通信関連企業立地促進補助金	
豊後高田市	【補助対象要件】 ○新規雇用 20 人以上	【補助対象経費及び補助額】 ① 回線使用料(年間使用料の 1/2)3 年間 限度額: 1,000 万円 ② 借室料(年間借室料の 1/2)3 年間 限度額: 1,000 万円
	【連絡先】佐伯市商工振興課(企業誘致係) TEL 0972-23-3943 http://www.city.saiki.oita.jp/syookou/index.htm	
	●新規立地雇用促進奨励金	
杵築市	【対象業種】 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、商品検査業、エンジニアリング業、情報サービス業等 【対象要件】 ① 市内に新規立地 ② 操業から 1 年以内に市内に住所を有する者を 5 人以上雇用	【補助対象経費及び補助額】 雇用者 1 人につき 30 万円を交付。 (ただし 1 社につき、上限 750 万円)
	【連絡先】豊後高田市役所商工観光課商工労政係 TEL 0978-22-3100	
	●杵築市コールセンター企業立地促進補助金	
杵築市	【補助対象要件】 《新設》 ・新規雇用者 10 人以上(市内在住) 《増設又は移設》 ・新規雇用者 5 人以上(市内在住)	【補助対象経費及び補助額】 ① 新規雇用者の数に 30 万円を乗じた金額(上限 2,100 万円) ② 事務所賃貸料に半額補助(補助金額は 300 万円を上限) ※ 但し、賃貸している土地及び建物が杵築市又は杵築市土地開発公社の場合は全額を補助金として交付する
	【連絡先】杵築市商工観光課企業誘致推進室 TEL0978-62-3131	
	●豊後大野市企業立地促進条例	
豊後大野市	【補助対象要件】 ① 設備投資...2 億円以上 ② 事業所の操業に伴う新規地元雇用者が 15 人以上 ③ 土地取得後 1 年以内に着工、3 年以内に運用開始 ④ 過去 3 年間、公租公課の滞納がないこと	【補助対象経費及び補助額】 ① 設備投資額(土地・建物、構造物及び機械設備等)の 100 分の 5(上限 2,000 万円) ② 人件費 新規雇用者の数に 10 万円を乗じた額(上限 1,000 万円) ③ 用地の取得額の 100 分の 5(上限 3,000 万円) ④ 土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の 100 分の 50 を助成(3 年間)
	【連絡先】大分県豊後大野市 商工観光課 地域経済振興係 TEL 0974-22-1001(内線 2391) mアドレス:om5187@bungo-ohno.jp	

宮崎県	●過疎地域自立促進特別措置法に基づく国東市産業振興条例適用	
	【補助対象要件】 ①青色申告を提出する法人又は個人で事業の用に供する設備及び施設の取得合計額が2,700万円以上	【補助対象経費及び補助額】 国東市租税特別措置法に基づく、取得した固定資産税のうち事業に係る部分の固定資産税3カ年免除
	●国東市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】 ①青色申告を提出する法人又は個人で事業の用に供する設備及び施設の取得合計額が5,000万円以上（増設の場合には2,700万円以上）、かつ新規雇用従業員が5名以上（増設の場合には1名以上）	【補助対象経費及び補助額】 ①国東市租税特別措置法に基づく、取得した固定資産税のうち事業に係る部分の固定資産税3カ年免除 ②新規雇用者奨励金 50万×新規雇用者数（1,500万円を上限とし1回限り）
宮崎県	【連絡先】国東市役所 産業創出課 TEL 0978-72-5183 http://web.city.kunisaki.oita.jp/	
	●九重町の立地企業に対する優遇措置等	
	【補助対象要件】 ○大分県基本計画に規定する業種 ○投資額 1億円以上（増設は2,500万円以上） ○新規雇用者数（増設は1人以上） ○土地取得後1年以内の着工（増設は2年以内）	【補助対象経費及び補助額】 ○固定資産税額相当（3年間、限度額なし） ○新規雇用者数×5万円（限度額500万円） ○用地取得費×10%（限度額3,000万円）○ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除（1回線、工事費、加入金は1回、使用料は3年間）
	【連絡先】九重町商工観光・自然環境課 自然環境グループ TEL 0973-76-3150 FAX 0973-76-2247	
宮崎県	●企業立地促進補助金	
	対象要件 ①県外誘致企業：新規県内雇用者6人以上 ②県内立地企業：新規県内雇用者51人以上 ③特定団地立地企業 ※1：新規県内雇用者6人以上 ④大規模立地企業：新規県内雇用者301人以上、かつ投資額1億円超 ※1 宮崎フリーウェイ工業団地（高原町）に立地する企業	①雇用割：新規雇用者1人当たり50万円、投資割：投資額の4% 限度額：5億円 ②雇用割：新規雇用者1人当たり30万円、投資割：投資額の2% 限度額：2.5億円 ③雇用割：新規雇用者1人当たり50万円、投資割：投資額の6% 限度額：5億円 ④雇用割：新規雇用者1人当たり50万円、投資割：投資額の6% 限度額：8億円 ①～④共通年間高速通信回線使用料の50% ※2、施設整備費の1/3 ※3 ※2 専用通信回線等を利用して事業を行う場合の年間高速通信回線使用料が対象（①～③は年間限度額2,000万円×3年間、④は年間限度額2,000万円×5年間） ※3 既存施設に入居して改装等する場合の経費が対象（1㎡あたり25,000円を限度）
	【連絡先】宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 http://www.miyazaki-investment.com/	
	●企業立地奨励制度	
宮崎県	対象要件 ①誘致企業：新規雇用6人以上 ②地場企業：新規雇用6人以上 ③大型立地企業：新規雇用300人以上かつ投資1億円以上 ④新設：新規雇用20人以上 ⑤増設：新規雇用40人以上	①雇用割：新規雇用者1人当たり20万円、投資割：投資額の4% 限度額：3億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ②雇用割：新規雇用者1人当たり20万円、投資割：投資額の2% 限度額：1億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ③雇用割：新規雇用者1人当たり20万円、投資割：投資額の4% 限度額：4億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ④賃料助成金：賃借料の1/2以内 月限度額100万円×24ヵ月 限度額：2,400万円 ⑤賃料助成金：賃借料の1/3以内 月限度額50万円×12ヵ月 限度額：600万円
	【連絡先】宮崎市観光商工部工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html	
	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新規雇用者が中小企業5人以上もしくは大企業10人以上 ②投下固定資産総額が中小企業5,000万円以上、大企業3億円以上で、かつ常時雇用者中小企業5人以上、大企業10人以上 ③②の要件かつ新規雇用30人以上 ④新規雇用3人以上 ⑤新規雇用30人以上	①新規雇用者1人当たり20万円 ※雇用は延岡市民に限る、通信回線年間使用料の80%3年間（県の制度併用の場合50%を3年間）限度額500万円／年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額10万円（1回限り） ②固定資産税3年間課税免除、用地取得助成金（取得価格の最大50% 限度額5,000万円）+①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスの新設した場合：賃貸施設新設費用50% 限度額1.5億円 ④オフィス賃借料の50%を2年間（限度額1年目10万円／月、2年目5万円） ⑤オフィス賃借料の50%を2年間（限度額100万円／月）
宮崎県	【連絡先】延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL 0982-22-7035 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougyou/kigyuu/	
	●企業立地奨励制度	
	対象要件 ①新規雇用 5人以上100人未満 ②新規雇用 30人以上100人未満 ③新規雇用 100人以上	①・雇用奨励：新規雇用者1人当たり20万円（限度額2千万円 ※1回限り） ・賃料補助：賃料の50%（限度額100万円／年 ※2年間） ・固定資産税免除：土地、建物、償却資産 ※3年間 ②・①の優遇措置に下記内容が追加されます。 ・通信回線使用料補助：使用料の80% ※県制度併用の場合は50%（限度額500万円／年 ※3年間） ・施設整備補助：整備費の25%（限度額1千万円、2.5万円／㎡限度） ③・②の優遇措置のうち雇用奨励、賃料補助の内容が下記のとおりさらに優遇されます。 ・雇用奨励：新規雇用者1人当たり30万円（限度額3千万円 ※1回限り） ・賃料補助：賃料の50%（限度額制限なし ※3年間）
	【連絡先】都城市商工部工業振興課企業立地担当 TEL 0986-23-2753 http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=121011162157	

日向市	●企業立地促進条例奨励措置	
	対象要件 ①新規雇用（正社員・準社員・契約社員）5人以上 ②投下固定資産総額 5,000 万円以上	①新規雇用者 1 人当たり 20 万円 限度額 1,200 万円、通信回線年間使用料の 80%3 年間（県の制度併用の場合 50% を 3 年間）限度額 500 万円／年、専用通信回線等の設置費の 100% 限度額 10 万円（1 回限り） ②オフィス賃借料の 1/2 以内 限度額 500 万円／年 5 年間 ③固定資産税 3 年間課税免除 ※雇用は日向市民に限る
【連絡先】日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html		
日南市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新設：新規雇用 5 人以上 ②増設：新規雇用 3 人以上 ③新規雇用 3 人以上 29 人以下 ④新規雇用 30 人以上 99 人以下 ⑤新規雇用 100 人以上	①②共通 新規雇用者 20 人以下の場合 1 人当たり 30 万円、21 人以上の場合 1 人当たり 36 万円 ※障がい者は 1.5 倍の金額 ※限度額：1 億円 ※対象は日南市民のみ、1 人 1 回に限る 通信回線年間使用料（基本料金）80% 3 年間（県の制度併用の場合 20% を 3 年間）年間限度額 500 万円／年 施設改修費の 25% 限度額 1,000 万円 オフィス賃借料の 50%（③限度額 20 万円／月 2 年間、④限度額 100 万円／月 2 年間、⑤限度額なし 3 年間） 固定資産税：①②共通 5 年間課税免除 企業立地助成金：用地取得の 1/4 限度額 2,000 万円、施設整備費総額の 1/2 限度額 1,000 万円
【連絡先】日南市産業経済部商工観光課 企業立地・ポートセールス係 TEL0987-31-1169 http://www.city.nichinan.lg.jp/		
高鍋町	●企業立地促進条例	
	対象要件 新規雇用 5 人以上かつ投下固定資産総額 2,500 万円以上	新規雇用者 1 人当たり 12 万円、限度額 1,000 万円 ※雇用は高鍋町民に限る 人材育成補助金：1 人 1,000 円 3 年間、年間限度額 10 万円、1 人 1 回限り 1,000 m ² 以上の用地取得価格の 30%、限度額 3,000 万円 1 件 200 万円以上の整備費の 50%、限度額 2,000 万円 通信回線等の年間使用料 80% 3 年間（県と制度併用の場合 20%）年間限度額 500 万円 専用通信回線設置にかかる費用 限度額 10 万円 オフィス賃借料の 50% 3 年間、年間限度額 500 万円 固定資産税 3 年間課税免除
【連絡先】高鍋町政策推進課総合政策係 TEL0983-26-2018 http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/business.html		
鹿児島県	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	新規雇用者 30 人以上 ※中心市街地に立地する場合は 11 人以上	①新規雇用者数 × 30 万円〔障害者：60 万円〕（3 年間） ②設備投資額 × 2%（初年度のみ） ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額 × 50%（3 年間） ④オフィス賃借料 × 50%（3 年間） ⑤通信回線使用料 × 50%（3 年間）限度額：2,000 万円（700 万円／年） ⑥研修費 × 50%（3 年間）限度額：2,000 万円（700 万円／年） ⑦企業内託児所運営費等 × 50%（3 年間）限度額：2,000 万円（700 万円／年） ※①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は 3 億円 ※①は、パート等は 10 万円〔障害者：20 万円〕。また、2 年目及び 3 年目については前年より 10 人以上増えた場合に限り、増員分を補助
【連絡先】鹿児島市経済局経済振興部産業創出課 TEL 099-216-1314 http://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html		
鹿屋市	●鹿屋市工場等立地促進補助金	
	(1) 土地取得（賃借）面積 ・ 200 m ² 以上（市内事業者は 100 m ² 以上） (2) 土地取得（賃借）後、5 年以内に操業開始 (3) 新規雇用者数 ・ 10 人以上（市内事業者は 5 人以上） (4) 立地協定の締結 ※上記の全ての要件を満たすこと	(1) 工場等用地取得費補助金 ・補助額：土地取得価格 × 30%以内 ・限度額：2,000 万円（新規雇用 5～9 人） 3,000 万円（新規雇用 10～19 人） 5,000 万円（新規雇用 20～49 人） 7,000 万円（新規雇用 50～99 人） 1 億円（新規雇用 100 人以上） (2) 雇用促進補助金 ・補助額：新規雇用者数 × 15 万円 ・限度額：1,500 万円 (3) 建物・機械設備補助金 ・補助額：設備投資額 × 10%以内 ・限度額：1 億円 (4) 情報通信施設賃借料補助金 ・補助額：事業所賃借料（年間）× 30%以内 ・限度額：3,000 万円（1,000 万円 × 3 年） (5) 通信回線使用料補助金 ・補助額：通信回線使用料（年間）× 25%以内 ・限度額：3,000 万円（1,000 万円 × 3 年）
【連絡先】鹿屋市農林商工部産業振興課 TEL 0994-43-2111（内線 3076） http://www.e-kanoya.net/		

人材サービス企業として 日本の競争力向上に貢献する。

圧倒的なスタッフ数、全国76ヶ所の拠点網に支えられた『対応力』を発揮し、リードタイムの短い人材ニーズにスピーディーに対応いたします。

I FULLCAST のサービスの特徴

1 短期人材サービスのパイオニア

FULLCAST は短期人材サービスのパイオニアです。多くの仕事が集まるから多くの人材が集まる。短期雇用の「場」として幅広く認知されています。

2 独自のシステムやサービスメニュー

ウェブサイト上でのマッチングや勤怠管理、日払代替サービス「即給」を組み合わせた給与管理代行サービスなど、独自のシステムやサービスによってさまざまな課題に対してサービス・コスト両面で最適なお提案をいたします。

3 最短 1 日前対応が可能

北海道から九州まで全国 50 拠点を展開。さまざまな場所での人材ニーズに 1 つの窓口で対応します。人材の要件を毎回説明する手間や書式の違う発注書や請求書に悩まされることはもうありません。

4 全国 50 拠点！一括対応が可能

「明日、急に人材が必要になった」そんな時でも安心。365 日、1 日 3 時間から、最短 1 日前（前日）の人材ニーズに対応します。緊急時の対応に悩まされることもなく、実際の業務量をしっかりと見極めてからご発注いただくことで余剰人件費の削減にも繋がります。

様々なコールセンター案件にも
的確に対応可能です！

導入事例 1

短期間で大量の人員を必要とする例

官公庁案件における某通信サービス移行調査

ご要望 常時 120 席を充足させて欲しい

ご依頼期間 1 ヶ月

リードタイム ご相談から研修開始まで 2 週間

- 120 席の依頼に対し 190 名を選任
※1 日平均 14 名を選任し、導入
- 前日の出勤確認、当日の到着確認を徹底して行い、遅刻欠勤を抑制

導入事例 2

長期的に就業し、業務効率を上げる例

PC メーカーのパソコン購入～操作、周辺機器、ネットワーク全般のヘルプデスク業務

ご要望 ヘルプデスク経験者、勤怠良好な方、長期にわたって就業してくれる方を希望

ご依頼期間 長期

リードタイム ご相談から研修開始まで 2 週間

- 導入前にコーディネーターによる面談にて最終確認
- 就業後は 1 ヶ月に 1 回のフォロー面談とフィードバックを実施

株式会社フルキャストホールディングス

本社 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-9-5
ポーラ第 3 五反田ビル

お問い合わせ先：0120-810-155

株式会社フルキャスト
株式会社トップスボット

物流、倉庫、小売、サービスおよびコールセンター等、様々な事業分野に対する短期人材サービスを展開。

株式会社おてつだいネットワークス

携帯電話の位置情報を利用して、勤務地の「近くにいる」「仕事を探している」働き手にお仕事の情報を配信する新しいシステム。

株式会社フルキャストアドバンス

常駐・雑踏警備および交通警備等の請負。また、施工、イベントの企画・運営の業務請負ならびに受付・案内業務などの人材サービスを展開。

奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用 8 人以上 ・設備投資額 2,000 万円以上 (リース費用含む。)	①新規地元雇用者数 × 12 万円 (新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成) (3 年間) ②オフィス賃借料 × 1/4 (3 年間) ③通信回線使用料 × 1/4 (3 年間) ④研修費 5 万円/人 (3 年間) 限度額: ① 2 千万円 ※ ②+③+④の合計交付限度額 1 千 5 百万円 (1 年間) 4 千 5 百万円 (3 年間)
	●奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	
沖縄県	期限 奄美群島振興開発計画期間内 (平成 25 年度まで) 対象要件 ・新規地元雇用 3 人以上 ・設備投資要件なし	①新規地元雇用者数 × 12 万円 (新規雇用者 1 人につき 1 回限り助成) (3 年間) ②オフィス賃借料 × 1/10 (3 年間) ③通信回線使用料 × 1/10 (3 年間) 限度額: ① 2 千万円 ※ ②+③の合計交付限度額 150 万円 (1 年間) 450 万円 (3 年間)
	【連絡先】 奄美市産業振興部商水情報課 TEL 0997-52-1111 (内線 1424・1425) http://www.city.amami.lg.jp/	
	●情報通信費低減化支援事業	
沖縄県	対象要件 3 年間で 20 名以上の県内新規雇用 (パートを含まず) が 見込まれること、または 3 年間で 10 名以上の高度な専門 知識を有する人材の県内新規雇用 (パートを含まず) が 見込まれること。	○民間通信業者が提供する広域イーサネット網サービスを利用して、沖縄と 県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助 (本島は 1/2、先島は 2/3) する。
	●BPO 人材育成・確保事業	
	対象要件 県内に事業所があるコールセンター企業 (BPO 企業)	○県内求職者と県内コールセンター企業 (BPO 企業) を県が委託した実施事業 者がマッチングする。県内求職者に対し 5 日間程度の事前研修を実施後、 コールセンター企業で 3 ヶ月の OJT 訓練を行う。 ○事前研修の費用、求職者に支払う OJT 訓練手当 (1 時間当たり 810 円) は県 が委託した実施事業者が負担する。また、OJT 受入企業に対しては、1 人 1 日当たり 1,000 円の訓練委託料を助成する。
沖縄県	●情報通信産業振興地域による税の優遇措置	
	対象要件 対象地域内で 1000 万円を超える情報通信業務用設備を 新・増設した青色申告法人	○国税 (法人税): 投資税額控除制度 (1) 機械装置及び特定の器具備品: 取得価額の 15% を法人税額から控除 (2) 建物及びその附属設備: 取得価額の 8% を法人税額から控除 限度額: 取得価額の合計額は 20 億円を限度。控除額は法人税額の 20% を 限度 (繰越税額控除 4 年間) ○地方税: 不均一課税及び地方交付税による税収補填措置 事業所税 (※)、不動産取得税、固定資産税 (※) の課税免除 (※ 新增設から 5 年間) 事業所税の特例措置 (資産割の課税標準の対象床面積を 5 年間 1/2 とする。)
	【連絡先】 沖縄県商工労働部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html	

協会日誌

6/25 人材育成委員会

① コールセンター基礎力問題集

- ・基礎力の基準を「スーパーバイザー」とし、2013 年度版においては正解が明確なもので問題集を作成することになった。

7/9 広報委員会

① 会員ニュースの公開状況

- ・2013 年 6 月の会員ニュースの Web 上での掲載状況を報告した。

② CCAJ メールニュース

- ・VOL.181 を配信したことを報告した。

③ CCAJ News

- ・8 月・9 月号: 合併号として発行する自治体によるコールセンター誘致支援制度特集号の情報収集状況を報告した。
- ・自治体によるコールセンター誘致支援制度の情報をエクセルデータとして、協会 Web サイトの会員専用ページに公開することを承認した。
- ・10 月号: 8 月 26 日 (月) に開催する「CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2013 in 大阪」の開催報告を掲載することを承認した。

7/18 事業委員会

① CCAJ ガイドブック

- ・座談会のテーマを、「コールセンターの課題と解決のキーワード」とし、この中で取り上げられたキーワードに基づきケーススタディを展開していくことを決定した。

② CCAJ スクール

- ・CCAJ スクールの改善に向けて、受講者アンケートの集計結果を検証したうえで、受講企業へのヒアリングや会員へのアンケートの実施等を検討する。

③ CCAJ コンタクトセンター・セミナー

- ・次回の委員会で、セミナーの概要、開催までのスケジュール、講演・セッションの形態・内容、出演者の選出方法などを提示し、例年より早期に着手することが決定した。

次号予告

「CCAJ News」Vol.199 では、「CC セミナー in 大阪 開催報告」「下期のコールセンター基礎講座概要」などを掲載する予定です。

※ 掲載内容は変更になる可能性があります

電話勧誘販売などに関する、
消費者からの苦情・相談に対応しています。

日本コールセンター協会電話相談室

03-5289-0404

受付時間 10:00 ~ 16:00
(土曜・日曜・祝日を除く)